

千葉市 高齢者保健福祉 推進計画

(第9期介護保険事業計画)

— 概要版 —

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

令和6(2024)年3月



<目次>

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2
4 介護保険制度改正の主な内容	2
第2章 千葉市の高齢者を取り巻く状況	3
1 高齢者人口等の推移	3
2 あんしんケアセンター圏域の状況	6
第3章 計画の基本的な考え方	22
1 千葉市の2040年の目指す将来像	22
2 計画の基本理念・基本目標	24
3 新型コロナウイルス感染症の流行が本市の高齢者福祉に与えた影響と 今後の取組方針	25
4 基本方針	28
5 施策の体系	31
第4章 施策の展開	32
基本方針Ⅰ 高齢者が活躍し、生きがいをもって元気でいられる地域づくりを 目指して ～健康寿命の延伸～	32
基本方針Ⅱ 困ったときに支援を届けるための相談体制の充実を目指して	41
基本方針Ⅲ 支援が必要になっても地域で支え合いながら 暮らし続けられるまちを目指して	44
基本方針Ⅳ 認知症の人や家族が希望をもって地域の中で暮らし続けられる 社会を目指して	55
基本方針Ⅴ 必要なサービスが必要なときに高齢者や家族に届く安心な サービス提供体制を目指して	66
基本方針Ⅵ だれもが働きやすい介護現場を目指して	71
基本方針Ⅶ 適正な介護を提供するために	75
第5章 保険給付費等の見込みと介護保険料	79
1 被保険者数、要介護認定者数及びサービス利用者数の見込み	79
2 サービス種類ごとの利用者数及びサービス量の見込み	81
3 保険給付費及び地域支援事業費の見込み	83
4 第1号被保険者の保険料	84

第6章 計画の推進にあたって 87

- 1 市民や地域団体、専門職など様々な主体の参加と連携 87
- 2 計画の進行管理と評価 87
- 3 計画の弾力的な運用 87

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国の総人口は平成21年をピークに14年連続で減少し続けています（総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和5年1月1日現在）」）。高齢者人口（65歳以上）は、平成27（2015）年以降、年少人口（0～14歳）の2倍以上で推移し、令和5年で約3,600万人（高齢化率 28.6%）となり、本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎えようとしています。

令和7（2025）年には団塊の世代（1947年～49年生まれ）が全て後期高齢者層（75歳以上）に入り、令和22（2040）年には団塊ジュニア世代（1971年～74年生まれ）が全て65歳以上の高齢者となります。生産年齢人口が急減するとともに、85歳以上人口が急増するなど、このような人口動態の変化が、今後の高齢者保健福祉にサービス需要や給付費の増加という形で大きな影響を与えることが見込まれています。

本市においても、高齢化が急速に進展する中で、生産年齢人口（15歳～64歳）が減少し続け、令和7（2025）年には高齢化率は27.4%となり、そのうち、75歳以上の高齢者の割合が17.0%（令和5年（2023年）は15.1%）、85歳以上の高齢者の割合が5.3%（同4.4%）に増加するとともに、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者も増加すると見込まれています。

国は、これまで介護保険法の改正を断続的に行い、可能な限り住み慣れた地域で高齢者が自立した生活を送れるよう、その人の状態に応じて、医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムを推進してきました。

そして、人口・世帯構成や地域社会の変化があっても、各地域の実情に応じて、「地域包括ケアシステム」を深化・推進させていくことを目指す方向性に変わりはありません。

本市では、「千葉市高齢者保健福祉推進計画（第8期介護保険事業計画）」（以下「第8期計画」という。）において、令和7（2025）年及び令和22（2040）年を見据え、『支えあいがやすらぎを生む、あたたかなまちへ』を基本理念に掲げて、「地域包括ケアシステム」の強化、さらには「地域共生社会」の実現を目指し、各種施策に取り組んできました。

本計画は、これまでの取組みを引き継ぎながら、令和22（2040）年やその先の長期的な見通しを十分に踏まえた上で、市における高齢者施策の基本的な考え方や目指すべき取組みを総合的に整え、高齢者保健福祉及び介護保険事業の方向性を示すことを目的に策定するものです。

2 計画の位置づけ

高齢者保健福祉推進計画は、老人福祉計画と介護保険事業計画、認知症施策推進計画を一体のものとして策定する計画です。

老人福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、介護保険とそれ以外のサービスを組み合わせ、介護予防、生きがいづくりを含め、高齢者の地域における福祉水準の向上を目指すものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、介護保険給付サービス量の見込みとその確保策、地域支援事業に関する事項、制度の円滑な実施に向けた取組みの内容を定める計画です。

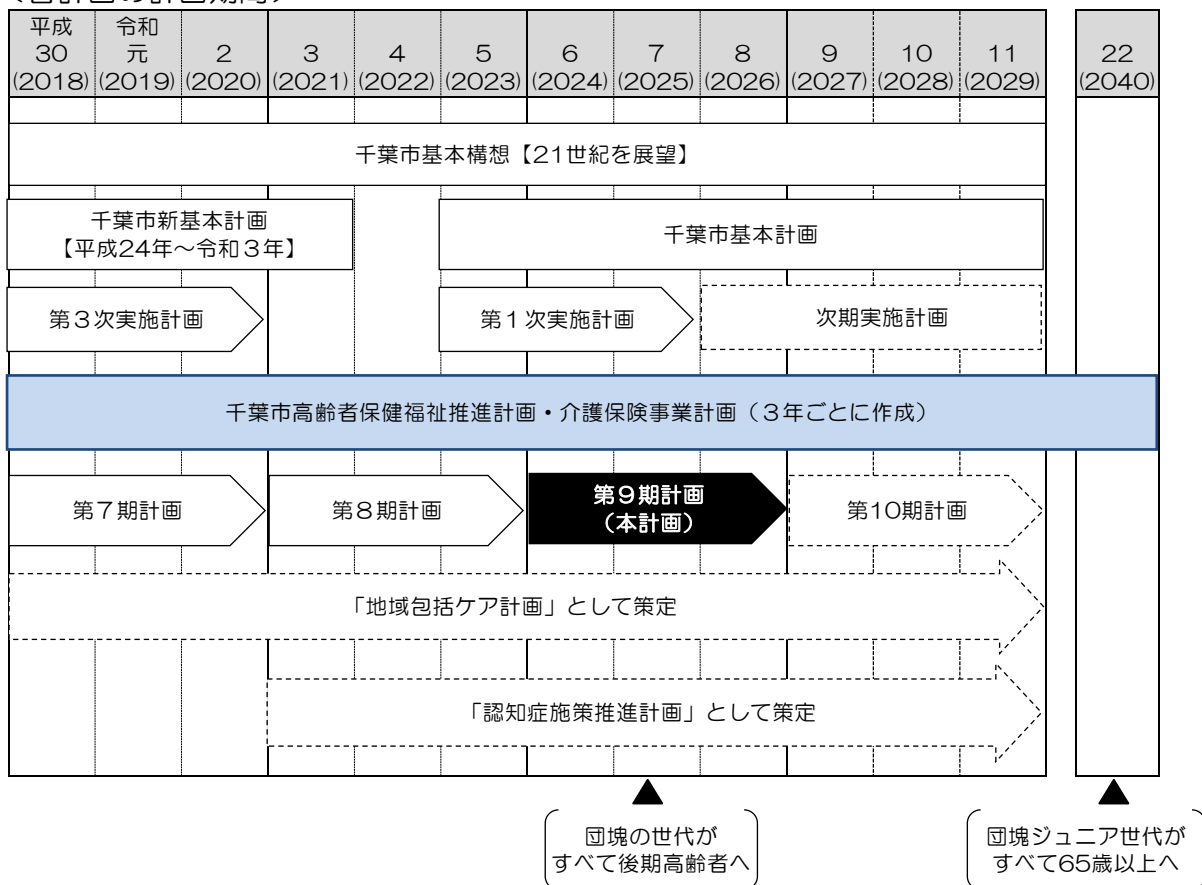
認知症施策推進計画は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条の規定に基づき、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができるよう、共生社会の実現を目指すものです。

3 計画期間

この計画は、令和6（2024）年度を初年度とし、令和8（2026）年度を目標年度とする3か年の計画とします。また、計画期間が終了する令和8（2026）年度には、評価、見直しを行います。

いわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる令和7（2025）年が近づく中で、団塊ジュニア世代が全て65歳以上となる令和22（2040）年やその先を見据え、千葉市の「地域包括ケア計画」として、中長期的な視点で計画を策定します。

＜各計画の計画期間＞



4 介護保険制度改正の主な内容

見直しのポイント

1. 介護サービス基盤の計画的な整備
 - ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
 - ② 在宅サービスの充実
2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組み
 - ① 地域共生社会の実現
 - ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備
 - ③ 保険者機能の強化
3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

第2章 千葉市の高齢者を取り巻く状況

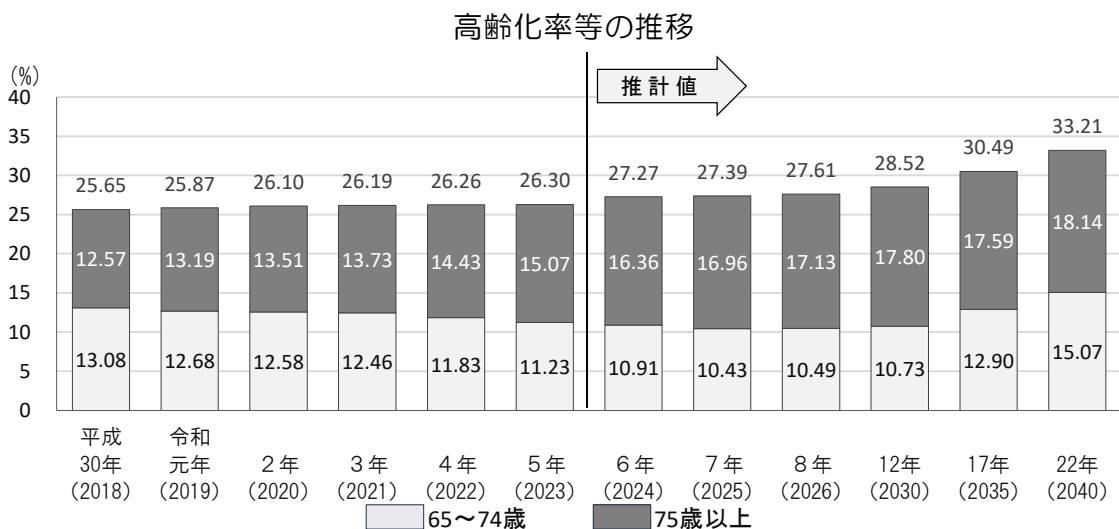
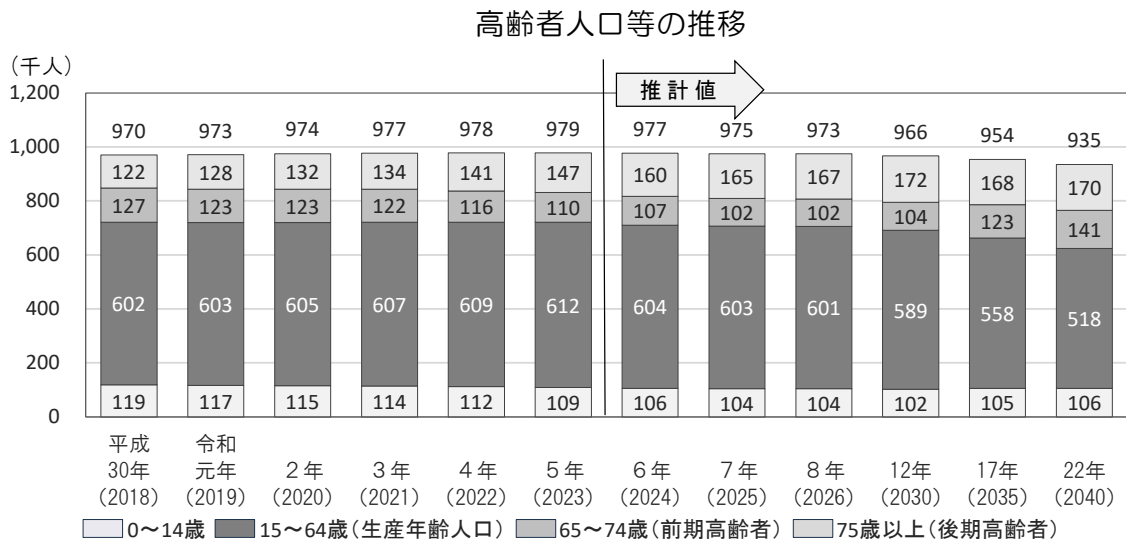
1 高齢者人口等の推移

(1) 高齢者人口・高齢化率の推移

本市の総人口は、令和5（2023）年9月末現在で97万9千人、そのうち65歳以上の高齢者人口は25万7千人、高齢化率は26.3%となっています。

また、令和5（2023）年では、75歳以上の後期高齢者人口が、65～74歳までの前期高齢者人口の約1.3倍となっています。

将来推計では、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7（2025）年には、65歳以上の高齢者人口は26万7千人、高齢化率は27.4%まで上昇することが見込まれており、団塊ジュニア世代が全て65歳以上となる令和22（2040）年は、総人口の減少が続くものに対して、高齢者人口は31万1千人、高齢化率は33.2%まで上昇することが見込まれています。



注1：令和5（2023）年までは、千葉市住民基本台帳に基づく9月末現在の実績数値

注2：令和6（2024）年～22（2040）年は、「令和4年（2022年）3月推計（千葉市作成）」

注3：高齢者人口等の推移は、四捨五入の上、千人単位で表示しているため、総人口と年齢の内訳の合計が一致しない場合がある。

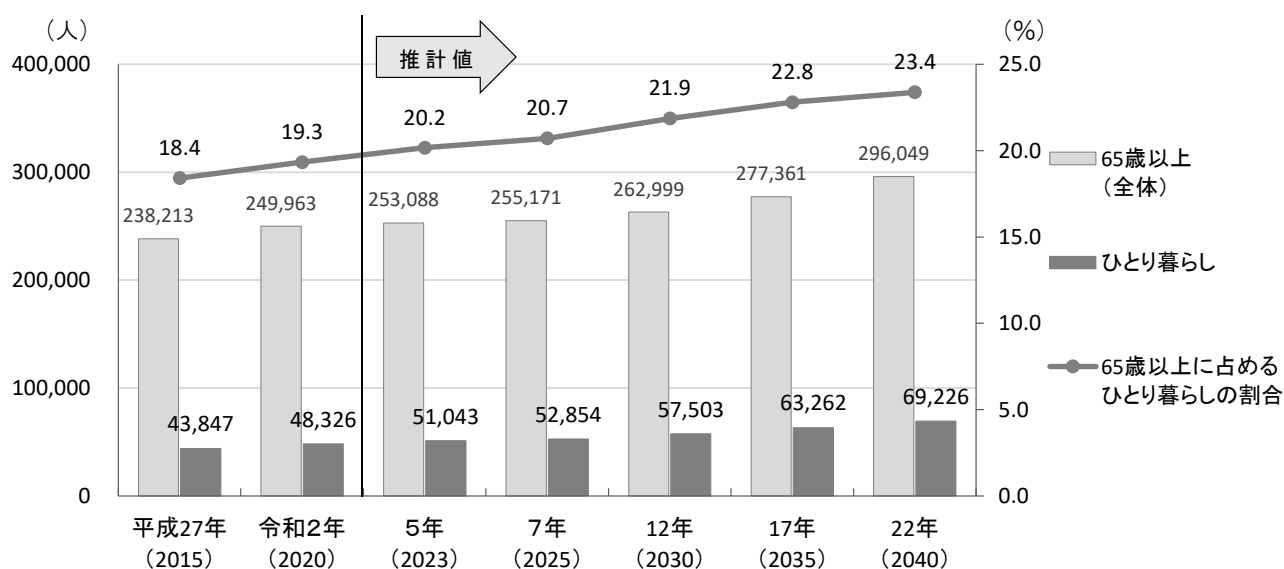
注4：高齢化率は千人単位での計算をしていないため、65歳以上の人口を全人口で割っても数値が一致しない場合がある。

(2) ひとり暮らし高齢者数の推移

本市のひとり暮らし高齢者は、令和2（2020）年に実施した国勢調査によると約4万8千人、高齢者に占めるひとり暮らし高齢者の割合は19.3%となっています。

将来推計では、団塊の世代が全て75歳以上となる令和7（2025）年には、ひとり暮らし高齢者数は約5万3千人、高齢者に占めるその割合は20.7%、団塊ジュニア世代が全て65歳以上となる令和22（2040）年には、ひとり暮らし高齢者数は約6万9千人、高齢者に占めるその割合は23.4%まで上昇することが見込まれています。

ひとり暮らし高齢者数の推移

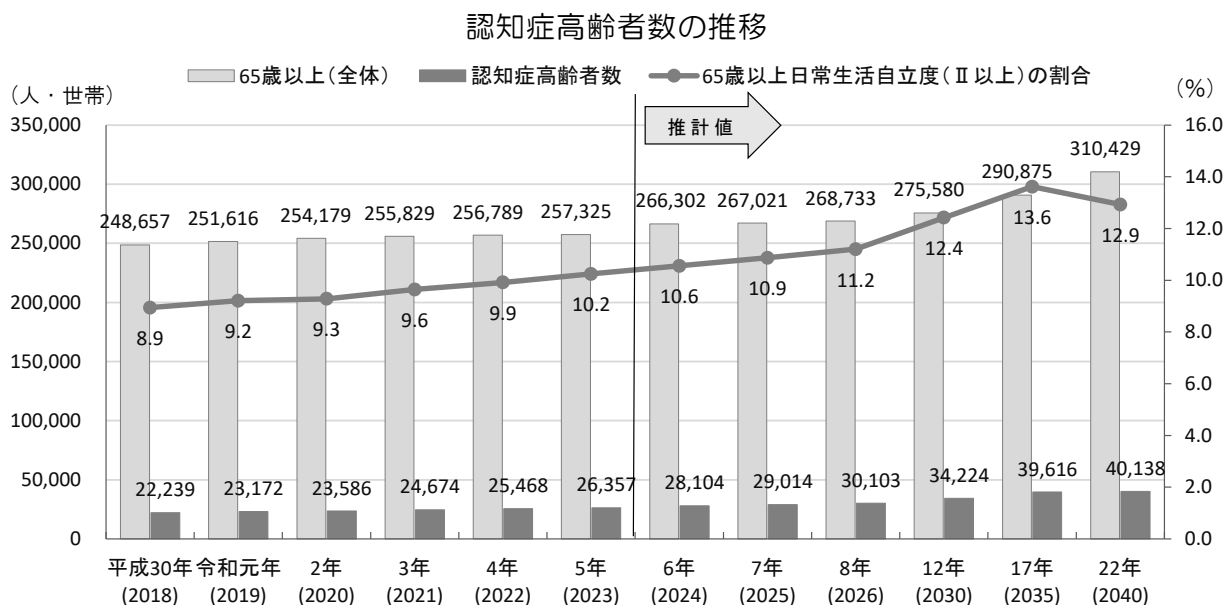


注1：平成27（2015）年～令和2（2020）年は、国勢調査の実績数値（年齢不詳分を含まない）

注2：令和5（2023）年以降は、「令和4年（2022年）3月推計（千葉市作成）」をもとに高齢福祉課作成

(3) 認知症高齢者数の推移

本市の認知症高齢者（「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者）は、令和5（2023）年9月末現在で約2万6千人です。認知症高齢者は、令和7（2025）年には約2万9千人まで、令和22（2040）年には約4万人まで、増加することが見込まれています。



- 注1：令和5（2023）年までの65歳以上人口は、千葉市住民基本台帳に基づく9月末現在の実績数値。令和6（2024）年度以降の65歳以上人口は、「令和4年（2022年）3月推計（千葉市作成）」
- 注2：認知症日常生活自立度Ⅱとは、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる状態をいう。
- 注3：認知症日常生活自立度Ⅱ以上の判定は、介護認定審査会における主治医意見書によるもの。
- 注4：令和6（2024）年以降の認知症高齢者数は、各年の高齢者人口（65歳以上人口）に、直近3年の実績から求めた出現率を乗ずる方法で推計した。
- 注5：この推移と推計には、要介護認定申請を行っていない認知症高齢者は含まれない。

(4) 平均寿命と健康寿命

平均寿命・健康寿命は男女とも延伸していますが、平成27（2015）年から令和2（2020）年にかけて、平均寿命と健康寿命の差である「不健康な期間」については、男性では縮まっており、女性では若干伸びています。

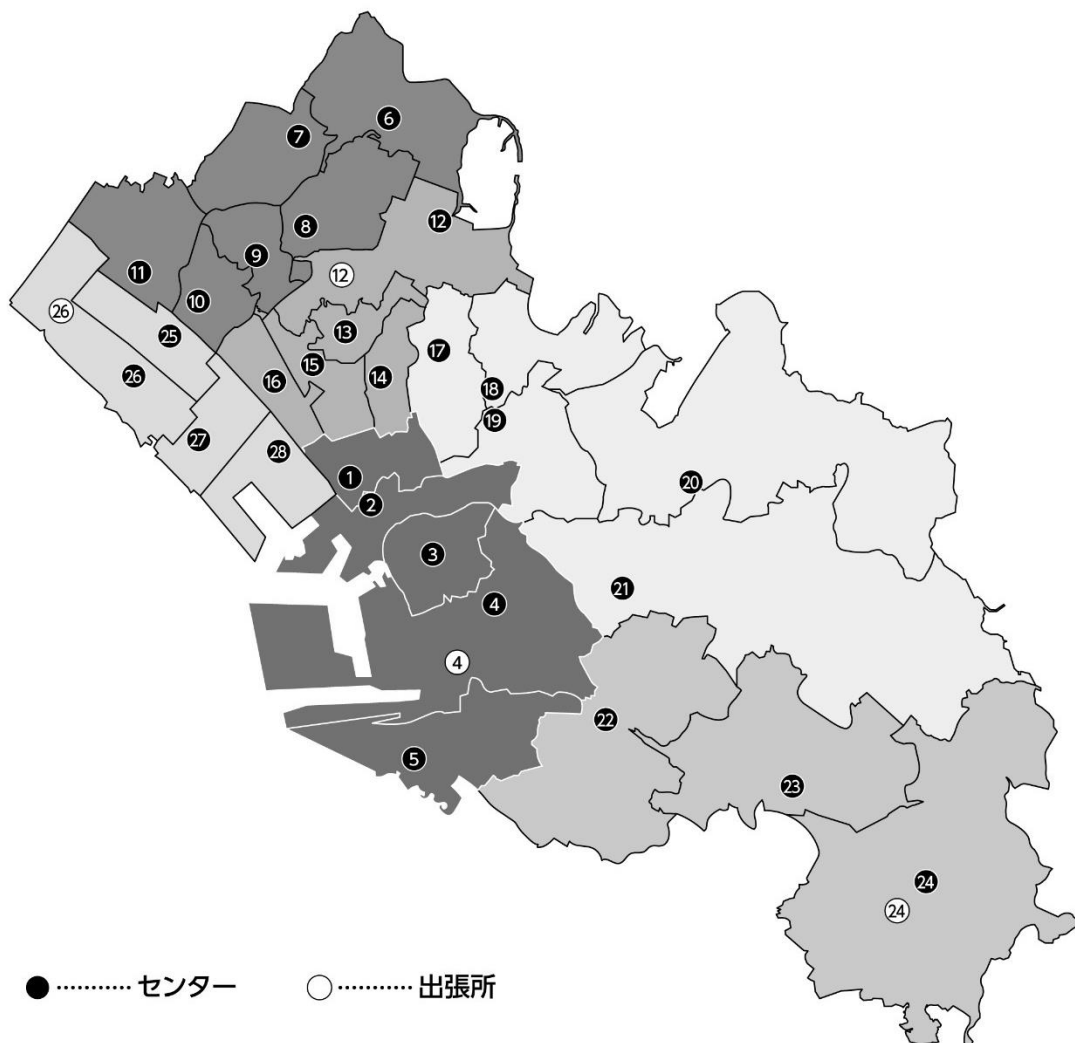
	男性			女性		
	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	延伸	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	延伸
平均寿命	81.24年	81.45年	0.21年	86.77年	88.10年	1.33年
健康寿命	79.66年	80.04年	0.38年	83.48年	84.78年	1.30年
不健康な期間	1.58年	1.41年	-0.17年	3.29年	3.32年	0.03年

出典：令和5（2023）年3月「健やか未来都市ちばプラン最終評価報告書」

2 あんしんケアセンター圏域の状況

(1) あんしんケアセンター圏域の設定

本市では、高齢者人口の増加、町丁や団地などの「地域のまとまり」、関係機関や団体などとの連携のしやすさなどを踏まえ、平成29（2017）年4月から市内に28のあんしんケアセンター圏域を設定しています。また、圏域ごとに1か所、あんしんケアセンターを設置し、そのうち高齢者人口が多い4圏域には出張所を設置しています。



あんしんケアセンター圏域（千葉市あんしんケアセンター）地区割り

	名 称	担当地域	図中番号
中央区	弁天	院内、春日、要町、汐見丘町、新千葉、椿森、道場北町、道場北、登戸、東千葉、弁天、松波、祐光	①
	中央	旭町、亀井町、亀岡町、栄町、新宿、新田町、新町、神明町、千葉港、中央、中央港、鶴沢町、出洲港、道場南、問屋町、東本町、富士見、本千葉町、本町、都町	②
	千葉寺	青葉町、市場町、稲荷町、亥鼻、葛城、寒川町、末広、千葉寺町、長洲、港町、矢作町	③
	松ヶ丘	赤井町、今井町、今井、鶴の森町、大森町、川崎町、白旗、蘇我町、蘇我、大巖寺町、川戸町、仁戸名町、花輪町、星久喜町、松ヶ丘町、南町、宮崎、宮崎町、若草	④、④
	松ヶ丘 白旗出張所		
浜野	生実町、塩田町、新浜町、浜野町、南生実町、村田町	⑤	
花見川区	こてはし台	内山町、宇那谷町、柏井町、柏井4丁目、こてはし台、大日町、み春野、横戸台、横戸町	⑥
	花見川	天戸町、柏井1丁目、作新台、長作町、長作台、花島町、花見川	⑦
	さつきが丘	犢橋町、さつきが丘、三角町、千種町、宮野木台2～4丁目	⑧
	にれの木台	朝日ヶ丘1～3・5丁目、西小中台、畑町、宮野木台1丁目	⑨
	花園	朝日ヶ丘町、朝日ヶ丘4丁目、検見川町、浪花町、花園町、花園、南花園、瑞穂	⑩
	幕張	武石町、幕張町、幕張本郷	⑪
稲毛区	山王	柏台、小中台町、小深町、山王町、長沼町、長沼原町、六方町、宮野木町	⑫、⑫
	山王 宮野木出張所		
	園生	あやめ台、園生町	⑬
	天台	作草部町、作草部、千草台、天台町、天台、萩台町	⑭
	小仲台	穴川町、穴川、小仲台、轟町、弥生町	⑮
	稲毛	稲丘町、稲毛、稲毛台町、稲毛町、稲毛東、黒砂、黒砂台、緑町	⑯
若葉区	みつわ台	愛生町、高品町、殿台町、原町、東寺山町、みつわ台、源町	⑰
	都賀	都賀、都賀の台、西都賀、若松町、若松台	⑱
	桜木	貝塚町、貝塚、加曾利町、桜木、桜木北	⑲
	千城台	大井戸町、大草町、太田町、小倉町、小倉台、御成台、小間子町、金親町、上泉町、御殿町、坂月町、更科町、下泉町、下田町、旦谷町、千城台北、千城台西、千城台東、千城台南、富田町、谷当町	⑳
	大宮台	五十土町、和泉町、大広町、大宮町、大宮台、川井町、北大宮台、北谷津町、古泉町、佐和町、高根町、多部田町、中田町、中野町、野呂町	㉑
緑区	鎌取	大金沢町、落井町、おゆみ野、おゆみ野有吉、おゆみ野中央、おゆみ野南、鎌取町、刈子田町、小金沢町、椎名崎町、富岡町、中西町、東山科町、平山町、古市場町、辺田町、茂呂町	㉒
	誉田	大膳野町、高田町、平川町、誉田町	㉓
	土気	あすみが丘、あすみが丘東、板倉町、大木戸町、大椎町、大高町、大野台、越智町、小山町、上大和田町、下大和田町、高津戸町、土気町、小食土町	㉔、㉔
	土気 あすみが丘出張所		
美浜区	真砂	中瀬1丁目、ひび野1丁目、真砂、若葉	㉕
	磯辺	磯辺、打瀬、高浜5～6丁目、豊砂、中瀬2丁目、浜田、ひび野2丁目、幕張西、美浜	㉖、㉖
	磯辺 浜田出張所		
	高洲	稲毛海岸、高洲、高浜1～4・7丁目	㉗
幸町	幸町、新港	㉘	

(2) 地域の特性にあった地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて

地域包括ケアシステムの深化・推進にあたっては、地域の特性を踏まえ、地域の主体性に基づき、地域住民と共に作り上げていくことが必要となります。

ここでは、住民自らの健康づくりや地域の支えあい活動のきっかけとなるように、区及びあんしんケアセンター圏域の高齢化の状況等のほか、地域資源を整理しました。

今期計画期間においては、市全体の取組みと区及びあんしんケアセンター圏域の特性を踏まえた地域づくりや健康づくり、介護予防の取組みを両輪として、地域住民と関係者・関係機関、行政等が協働し、課題等の共有・検討を進めることにより「千葉市地域包括ケアシステムの姿」を明確にしていきます。

保険者である市は、それぞれの取組みが、本計画の基本理念である「みんながいいきと、健やかに暮らせるまちへ」との方向性に沿った状況になっているかどうか、検証しながら実施・支援を継続していきます。

地域包括ケアシステムの姿 (地域で安心して暮らし続けるために)



地域活動・支え合い活動

誰もが役割と生きがいをもち、住み慣れた地域でいつまでも元気にいきいきと暮らせる支え合いのまちづくりを目指して、個人や団体が高齢者の生活や健康を維持するため、多様なボランティア活動などに取り組んでいきます。



生活支援

市民やNPO法人など多様な主体による家事援助や見守り支援などにより、高齢者の生活をサポートしていきます。
市民の積極的な参加・協力が、安全・安心な地域づくりにつながります。

認知症支援

地域の専門職や関係機関が、市民と協働しながら認知症への社会の理解を深める活動をしていきます。
また、あんしんケアセンターを中心に、認知症初期集中支援チーム、認知症サポート医、認知症疾患医療センター等が連携し、支援します。



身近な相談窓口

あんしんケアセンター
区役所・保健福祉センター
社会福祉協議会
福祉まるごとサポートセンターほか

介護予防

栄養(食事と歯・口の健康)、運動、社会参加など、介護予防につながる情報を提供するとともに、講座や体操教室など、市民の健康づくりを支援する場を作っていきます。
また、フレイルの状態にある方には、訪問等により個別の情報提供や支援を行います。



医療

かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師を中心に、日常の健康管理を行います。また、必要に応じて在宅医療を提供し、専門的な医療機関を紹介します。



介護

在宅生活を継続するために、心身の状況に応じて、日常生活に必要なヘルパーサービスやデイサービスなどの介護保険サービスを提供していきます。



住まい

安定した暮らしに欠かせないのが「住まい」の確保です。住み慣れた自宅で暮らし続けられるようするための住宅改修への支援を行うほか、住宅に関する相談窓口として「すまいのコンシェルジュ」や「すまいサポートちば」を開設しています。また、在宅での生活が難しくなったときに利用できるよう、介護保険が使えるグループホームや特別養護老人ホームなどの整備も進めています。



①中央区

中央区では、高齢者、障害者、子育て、生活困窮など、複雑化・複合化した事例の解決に向けて、区内のあんしんケアセンター、障害者基幹相談支援センター、生活自立・仕事相談センター等の支援機関の連携会議を定期的を開催しています。

また、「知ろう！糖尿病 始めよう！健康生活 まずは健診！中央区」をスローガンに、糖尿病やフレイル等についての理解と関心を深める普及啓発を行い、その予防に努めています。



【区内における主な介護サービス事業所や医療機関等】※令和5（2023）年9月末時点

訪問介護事業所	81か所	介護医療院	2か所
通所介護事業所（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護含む）	59か所	訪問看護事業所	153か所
小規模多機能居宅介護事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所含む）	8か所	病院	19か所
認知症高齢者グループホーム	22か所	診療所	221か所
特別養護老人ホーム	9か所	歯科診療所	163か所
介護老人保健施設	3か所	薬局	136か所

【区内における通いの場】※令和4（2022）年度実施分（左列：か所数、右列：参加者数）

体操・運動	164か所	3,830人	認知症予防	2か所	36人
シニアリーダー体操	38か所	8,744人	認知症カフェ	6か所	87人
会食	2か所	45人	趣味活動	46か所	1,106人
茶話会	18か所	409人	その他	2か所	50人
			合計	278か所	14,307人

	①弁天	②中央	③千葉寺	備考
《人口・高齢化率等》				
総人口	41,389人	45,992人	32,883人	住民基本台帳人口
65歳以上人口	9,503人	8,794人	7,560人	
75歳以上人口	5,338人	4,756人	4,206人	
65歳以上の割合	23.0%	19.1%	23.0%	
75歳以上の割合	12.9%	10.3%	12.8%	
一人暮らし高齢者数（75歳以上）	1,229人	961人	950人	令和5年度高齢者実態調査
一人暮らし高齢者の割合（75歳以上）	23.0%	20.2%	22.6%	※割合は75歳以上人口で除して算出

《要介護認定者数等》				
認定者数	1,932人	1,712人	1,630人	介護事業状況報告
高齢者人口に占める認定率	20.3%	19.5%	21.6%	※率、割合は65歳以上人口で除して算出
認知症高齢者数	1,035人	964人	906人	

《社会資源等》				
町内自治会数	32自治会	47自治会	36自治会	市保有データ
民生委員数	65人	65人	53人	
生活支援・見守り支援団体数	72団体	65団体	70団体	生活支援サイト

《健康状況等》				
運動器機能リスク高齢者の割合	29.9%	33.9%	31.9%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果からの算出データ
栄養改善リスク高齢者の割合	1.8%	4.4%	3.1%	
閉じこもりリスク高齢者の割合	23.8%	27.8%	31.3%	

	④松ヶ丘	⑤浜野	備考
《人口・高齢化率等》			
総人口	68,296人	24,833人	住民基本台帳人口
65歳以上人口	16,173人	6,264人	
75歳以上人口	9,087人	3,660人	
65歳以上の割合	23.7%	25.2%	
75歳以上の割合	13.3%	14.7%	
一人暮らし高齢者数（75歳以上）	1,855人	602人	令和5年度高齢者実態調査
一人暮らし高齢者の割合（75歳以上）	20.4%	16.4%	※割合は75歳以上人口で除して算出

《要介護認定者数等》			
認定者数	3,306人	1,195人	介護事業状況報告
高齢者人口に占める認定率	20.4%	19.1%	※率、割合は65歳以上人口で除して算出
認知症高齢者数	1,774人	611人	

《社会資源等》			
町内自治会数	105自治会	12自治会	市保有データ
民生委員数	90人	27人	
生活支援・見守り支援団体数	78団体	66団体	生活支援サイト

《健康状況等》			
運動器機能リスク高齢者の割合	41.6%	32.1%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果からの算出データ
栄養改善リスク高齢者の割合	1.9%	1.2%	
閉じこもりリスク高齢者の割合	35.1%	24.7%	

※令和5（2023）年9月末時点

②花見川区

花見川区は、区の中央を流れる「花見川」沿いに、緑豊かな空間を形成するとともに、区の北部から南部にかけて大規模な住宅団地が多くある地域です。

花見川区は高齢化率が高いことから、あんしんケアセンターでは、高齢者の身近な相談窓口として、商業施設などの場を活用した出張介護相談に取り組むとともに、認知症になっても住みやすい街づくりを目指し、小学生を対象とした「認知症キッズサポーター養成講座」を開催しています。

また、健康寿命の延伸を図るため、「健康なまち花見川」をスローガンとした「花見川 糖尿病プロジェクト」を区と連携し推進しています。



【区内における主な介護サービス事業所や医療機関等】※令和5（2023）年9月末時点

訪問介護事業所	53か所	介護医療院	0か所
通所介護事業所（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護含む）	51か所	訪問看護事業所	94か所
小規模多機能居宅介護事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所含む）	5か所	病院	4か所
認知症高齢者グループホーム	23か所	診療所	109か所
特別養護老人ホーム	8か所	歯科診療所	90か所
介護老人保健施設	6か所	薬局	63か所

【区内における通いの場】※令和4（2022）年度実施分（左列：か所数、右列：参加者数）

体操・運動	97か所	2,002人	認知症予防	1か所	15人
シニアリーダー体操	37か所	9,329人	認知症カフェ	4か所	55人
会食	1か所	30人	趣味活動	14か所	372人
茶話会	13か所	240人	その他	5か所	180人
			合計	172か所	12,223人

	⑥こてはし台	⑦花見川	⑧さつきが丘	備考
《人口・高齢化率等》				
総人口	17,391人	32,273人	20,902人	住民基本台帳人口
65歳以上人口	6,468人	11,979人	6,862人	
75歳以上人口	4,168人	7,496人	4,083人	
65歳以上の割合	37.2%	37.1%	32.8%	
75歳以上の割合	24.0%	23.2%	19.5%	
一人暮らし高齢者数（75歳以上）	707人	1,686人	870人	令和5年度高齢者実態調査
一人暮らし高齢者の割合（75歳以上）	17.0%	22.5%	21.3%	※割合は75歳以上人口で除して算出

《要介護認定者数等》				
認定者数	1,175人	2,212人	1,297人	介護事業状況報告
高齢者人口に占める認定率	18.2%	18.5%	18.9%	※率、割合は65歳以上人口で除して算出
認知症高齢者数	663人	1,155人	668人	

《社会資源等》				
町内自治会数	22自治会	30自治会	28自治会	市保有データ
民生委員数	34人	48人	38人	
生活支援・見守り支援団体数	73団体	77団体	78団体	生活支援サイト

《健康状況等》				
運動器機能リスク高齢者の割合	34.1%	36.1%	28.5%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果からの算出データ
栄養改善リスク高齢者の割合	1.8%	2.2%	3.2%	
閉じこもりリスク高齢者の割合	27.4%	29.5%	19.6%	

	⑨にれの木台	⑩花園	⑪幕張	備考
《人口・高齢化率等》				
総人口	16,981人	33,568人	55,980人	住民基本台帳人口
65歳以上人口	6,107人	7,344人	10,301人	
75歳以上人口	3,438人	4,049人	5,515人	
65歳以上の割合	36.0%	21.9%	18.4%	
75歳以上の割合	20.3%	12.1%	9.9%	
一人暮らし高齢者数（75歳以上）	649人	775人	986人	令和5年度高齢者実態調査
一人暮らし高齢者の割合（75歳以上）	18.9%	19.1%	17.9%	※割合は75歳以上人口で除して算出

《要介護認定者数等》				
認定者数	963人	1,351人	1,880人	介護事業状況報告
高齢者人口に占める認定率	15.8%	18.4%	18.3%	※率、割合は65歳以上人口で除して算出
認知症高齢者数	508人	705人	1,056人	

《社会資源等》				
町内自治会数	18自治会	23自治会	21自治会	市保有データ
民生委員数	28人	41人	54人	
生活支援・見守り支援団体数	75団体	72団体	71団体	生活支援サイト

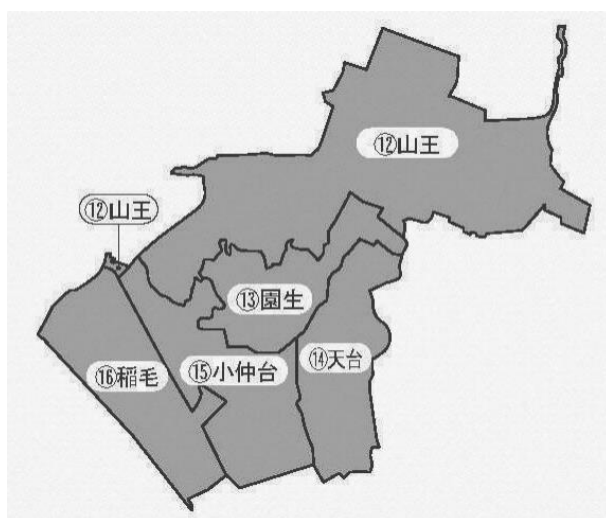
《健康状況等》				
運動器機能リスク高齢者の割合	24.8%	25.9%	28.9%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果からの算出データ
栄養改善リスク高齢者の割合	0.6%	3.0%	1.8%	
閉じこもりリスク高齢者の割合	23.0%	22.3%	26.5%	

※令和5（2023）年9月末時点

③稲毛区

稲毛区は、稲毛駅周辺の若い世代が多い中で孤立化するなどの高齢者にとって課題がある地区、内陸部のひとり暮らし高齢者が多い団地地区など、それぞれの地区特性や課題に合わせ、地域ケア会議等を実施しながら、高齢者への対応や地域づくりに取り組んでいます。

また、「歩け稲毛 あなたのいっぽ！」をスローガンに、高血圧症等の生活習慣病予防についての啓発普及を行い、健康づくりのための自主運動グループの支援も展開しています。



【区内における主な介護サービス事業所や医療機関等】※令和5（2023）年9月末時点

訪問介護事業所	36か所	介護医療院	0か所
通所介護事業所（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護含む）	49か所	訪問看護事業所	77か所
小規模多機能居宅介護事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所含む）	9か所	病院	6か所
認知症高齢者グループホーム	11か所	診療所	114か所
特別養護老人ホーム	12か所	歯科診療所	97か所
介護老人保健施設	3か所	薬局	69か所

【区内における通いの場】※令和4（2022）年度実施分（左列：か所数、右列：参加者数）

体操・運動	76か所	1,144人	認知症予防	5か所	94人
シニアリーダー体操	45か所	8,072人	認知症カフェ	6か所	57人
会食	2か所	35人	趣味活動	13か所	146人
茶話会	7か所	82人	その他	3か所	38人
			合計	157か所	9,668人

	⑫山王	⑬園生	⑭天台	備考
《人口・高齢化率等》				
総人口	48,315人	24,168人	19,147人	住民基本台帳人口
65歳以上人口	15,213人	7,003人	5,616人	
75歳以上人口	8,750人	3,961人	3,273人	
65歳以上の割合	31.5%	29.0%	29.3%	
75歳以上の割合	18.1%	16.4%	17.1%	
一人暮らし高齢者数（75歳以上）	1,511人	913人	860人	令和5年度高齢者実態調査 ※割合は75歳以上人口で除して算出
一人暮らし高齢者の割合（75歳以上）	17.3%	23.0%	26.3%	

《要介護認定者数等》				
認定者数	2,669人	1,231人	1,097人	介護事業状況報告 ※率、割合は65歳以上人口で 除して算出
高齢者人口に占める認定率	17.5%	17.6%	19.5%	
認知症高齢者数	1,472人	659人	576人	

《社会資源等》				
町内自治会数	59自治会	35自治会	24自治会	市保有データ
民生委員数	62人	35人	30人	
生活支援・見守り支援団体数	69団体	66団体	65団体	生活支援サイト

《健康状況等》				
運動器機能リスク高齢者の割合	32.3%	28.3%	26.2%	介護予防・日常生活圏域ニ ズ調査結果からの算出データ
栄養改善リスク高齢者の割合	3.1%	1.7%	1.8%	
閉じこもりリスク高齢者の割合	24.2%	22.0%	25.0%	

	⑮小仲台	⑯稲毛	備考
《人口・高齢化率等》			
総人口	32,498人	33,851人	住民基本台帳人口
65歳以上人口	7,961人	6,924人	
75歳以上人口	4,420人	3,724人	
65歳以上の割合	24.5%	20.5%	
75歳以上の割合	13.6%	11.0%	
一人暮らし高齢者数（75歳以上）	1,000人	720人	令和5年度高齢者実態調査 ※割合は75歳以上人口で除して算出
一人暮らし高齢者の割合（75歳以上）	22.6%	19.3%	

《要介護認定者数等》			
認定者数	1,334人	1,265人	介護事業状況報告 ※率、割合は65歳以上人口で 除して算出
高齢者人口に占める認定率	16.8%	18.3%	
認知症高齢者数	753人	710人	

《社会資源等》			
町内自治会数	40自治会	32自治会	市保有データ
民生委員数	49人	48人	
生活支援・見守り支援団体数	71団体	69団体	生活支援サイト

《健康状況等》			
運動器機能リスク高齢者の割合	27.9%	28.4%	介護予防・日常生活圏域ニ ズ調査結果からの算出データ
栄養改善リスク高齢者の割合	1.8%	1.8%	
閉じこもりリスク高齢者の割合	20.6%	17.8%	

※令和5（2023）年9月末時点

④若葉区

高齢化率が市内で最も高い若葉区では、ラジオ体操を通じて、“高齢者がいきいき暮らせるまち”を目指し、健康づくり、コミュニティづくりを推進しています。

「若葉区はラジオ体操区！」を合言葉に、ラジオ体操グループの紹介、優良グループの表彰、ラジオ体操講習会の開催などラジオ体操の普及啓発に取り組んでいます。



【区内における主な介護サービス事業所や医療機関等】※令和5（2023）年9月末時点

訪問介護事業所	56か所	介護医療院	2か所
通所介護事業所（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護含む）	63か所	訪問看護事業所	55か所
小規模多機能居宅介護事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所含む）	3か所	病院	6か所
認知症高齢者グループホーム	24か所	診療所	82か所
特別養護老人ホーム	22か所	歯科診療所	63か所
介護老人保健施設	2か所	薬局	66か所

【区内における通いの場】※令和4（2022）年度実施分

（左列：か所数、右列：参加者数）

体操・運動	83か所	1,898人	認知症予防	0か所	0人
シニアリーダー体操	31か所	6,505人	認知症カフェ	5か所	115人
会食	1か所	50人	趣味活動	9か所	190人
茶話会	14か所	361人	その他	4か所	235人
			合計	147か所	9,354人

	⑰みつわ台	⑱都賀	⑲桜木	備考
《人口・高齢化率等》				
総人口	30,221人	33,623人	31,720人	住民基本台帳人口
65歳以上人口	7,880人	9,400人	8,627人	
75歳以上人口	4,479人	5,707人	4,833人	
65歳以上の割合	26.1%	28.0%	27.2%	
75歳以上の割合	14.8%	17.0%	15.2%	
一人暮らし高齢者数（75歳以上）	827人	958人	964人	令和5年度高齢者実態調査
一人暮らし高齢者の割合（75歳以上）	18.5%	16.8%	19.9%	※割合は75歳以上人口で除して算出

《要介護認定者数等》				
認定者数	1,494人	1,716人	1,649人	介護事業状況報告
高齢者人口に占める認定率	19.0%	18.3%	19.1%	※率、割合は65歳以上人口で除して算出
認知症高齢者数	803人	870人	887人	

《社会資源等》				
町内自治会数	46自治会	25自治会	37自治会	市保有データ
民生委員数	35人	41人	37人	
生活支援・見守り支援団体数	63団体	58団体	60団体	生活支援サイト

《健康状況等》				
運動器機能リスク高齢者の割合	28.4%	27.4%	41.0%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果からの算出データ
栄養改善リスク高齢者の割合	3.7%	3.7%	1.3%	
閉じこもりリスク高齢者の割合	22.8%	26.8%	26.9%	

	⑳千城台	㉑大宮台	備考
《人口・高齢化率等》			
総人口	35,993人	15,748人	住民基本台帳人口
65歳以上人口	12,149人	7,414人	
75歳以上人口	7,628人	4,870人	
65歳以上の割合	33.8%	47.1%	
75歳以上の割合	21.2%	30.9%	
一人暮らし高齢者数（75歳以上）	1,681人	825人	令和5年度高齢者実態調査
一人暮らし高齢者の割合（75歳以上）	22.0%	16.9%	※割合は75歳以上人口で除して算出

《要介護認定者数等》			
認定者数	2,811人	1,922人	介護事業状況報告
高齢者人口に占める認定率	23.1%	25.9%	※率、割合は65歳以上人口で除して算出
認知症高齢者数	1,503人	1,157人	

《社会資源等》			
町内自治会数	58自治会	37自治会	市保有データ
民生委員数	66人	35人	
生活支援・見守り支援団体数	60団体	65団体	生活支援サイト

《健康状況等》			
運動器機能リスク高齢者の割合	42.7%	30.6%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果からの算出データ
栄養改善リスク高齢者の割合	2.5%	2.9%	
閉じこもりリスク高齢者の割合	26.8%	28.2%	

※令和5（2023）年9月末時点

⑤緑区

緑区は、豊かな自然に恵まれ、多くの山林や田畑がある一方、JR線や京成線沿線では年々市街化が進み、自然と都市が融合した地域です。

区内3か所のあんしんケアセンターでは、高齢者の様々な困りごとへの対応に加え、各圏域の特徴に合わせ、商業施設来訪者向けの講演会や地域住民と連携した高齢者見守りネットワーク会議等を開催しています。

また、「みどりくみなおし」を合言葉に、生活習慣病予防や介護予防に取り組んでいます。



【区内における主な介護サービス事業所や医療機関等】 ※令和5（2023）年9月末時点

訪問介護事業所	37か所	介護医療院	0か所
通所介護事業所（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護含む）	31か所	訪問看護事業所	56か所
小規模多機能居宅介護事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所含む）	5か所	病院	7か所
認知症高齢者グループホーム	14か所	診療所	93か所
特別養護老人ホーム	10か所	歯科診療所	64か所
介護老人保健施設	4か所	薬局	62か所

【区内における通いの場】 ※令和4（2022）年度実施分 （左列：か所数、右列：参加者数）

体操・運動	71か所	1,501人	認知症予防	0か所	0人
シニアリーダー体操	29か所	6,312人	認知症カフェ	5か所	98人
会食	3か所	97人	趣味活動	7か所	156人
茶話会	25か所	494人	その他	1か所	20人
			合計	141か所	8,678人

	②鎌取	③誉田	④土気	備考
《人口・高齢化率等》				
総人口	61,038人	24,869人	43,953人	住民基本台帳人口
65歳以上人口	11,087人	6,478人	13,738人	
75歳以上人口	5,505人	3,801人	7,215人	
65歳以上の割合	18.2%	26.0%	31.3%	
75歳以上の割合	9.0%	15.3%	16.4%	
一人暮らし高齢者数（75歳以上）	901人	595人	1,106人	令和5年度高齢者実態調査
一人暮らし高齢者の割合（75歳以上）	16.4%	15.7%	15.3%	※割合は75歳以上人口で除して算出
《要介護認定者数等》				
認定者数	1,898人	1,290人	2,336人	介護事業状況報告
高齢者人口に占める認定率	17.1%	19.9%	17.0%	※率、割合は65歳以上人口で
認知症高齢者数	1,092人	772人	1,294人	除して算出
《社会資源等》				
町内自治会数	93自治会	25自治会	46自治会	市保有データ
民生委員数	57人	32人	51人	
生活支援・見守り支援団体数	68団体	62団体	61団体	生活支援サイト
《健康状況等》				
運動器機能リスク高齢者の割合	30.7%	26.5%	31.0%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果からの算出データ
栄養改善リスク高齢者の割合	1.1%	1.2%	2.3%	
閉じこもりリスク高齢者の割合	24.0%	23.5%	32.8%	

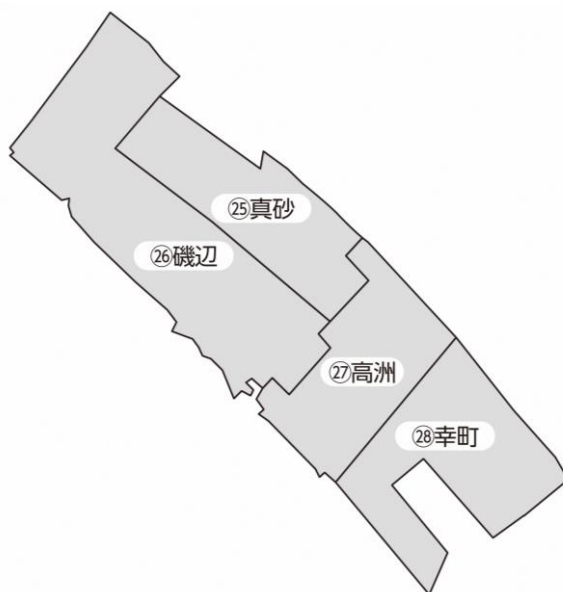
※令和5（2023）年9月末時点

⑥美浜区

美浜区は、東京湾に面した人工海浜などの魅力的な海辺の景観と、幕張新都心などの賑わい発展し続ける都市空間を合わせ持つ「海辺を楽しみ、世界とつながるまち」です。

区の特性を生かし、地域住民や地域の多様な主体が地域の高齢者等を取り巻く生活課題等の解決のため、様々な活動に取り組んでいます。

また、「美浜ベジ・アクティブ宣言」を健康づくりのスローガンとして掲げ、生活習慣病予防や運動自主グループ等の活動を支援しながら、地域における健康づくりの推進に努めています。



【区内における主な介護サービス事業所や医療機関等】※令和5（2023）年9月末時点

訪問介護事業所	17か所	介護医療院	0か所
通所介護事業所（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護含む）	16か所	訪問看護事業所	66か所
小規模多機能居宅介護事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所含む）	4か所	病院	6か所
認知症高齢者グループホーム	5か所	診療所	112か所
特別養護老人ホーム	5か所	歯科診療所	81か所
介護老人保健施設	1か所	薬局	55か所

【区内における通いの場】※令和4（2022）年度実施分（左列：か所数、右列：参加者数）

体操・運動	78か所	1,905人	認知症予防	0か所	0人
シニアリーダー体操	26か所	6,753人	認知症カフェ	6か所	120人
会食	3か所	85人	趣味活動	10か所	261人
茶話会	10か所	208人	その他	5か所	84人
			合計	138か所	9,416人

	②⑤真砂	②⑥磯辺	②⑦高洲	備考
《人口・高齢化率等》				
総人口	29,149人	57,184人	47,852人	住民基本台帳人口
65歳以上人口	8,363人	12,907人	13,273人	
75歳以上人口	4,996人	7,703人	7,313人	
65歳以上の割合	28.7%	22.6%	27.7%	
75歳以上の割合	17.1%	13.5%	15.3%	
一人暮らし高齢者数（75歳以上）	1,131人	1,245人	2,003人	
一人暮らし高齢者の割合（75歳以上）	22.6%	16.2%	27.4%	※割合は75歳以上人口で除して算出
《要介護認定者数等》				
認定者数	1,341人	1,861人	2,078人	介護事業状況報告
高齢者人口に占める認定率	16.0%	14.4%	15.7%	※率、割合は65歳以上人口で除して算出
認知症高齢者数	721人	989人	1,049人	
《社会資源等》				
町内自治会数	33自治会	72自治会	40自治会	市保有データ
民生委員数	26人	62人	57人	
生活支援・見守り支援団体数	83団体	88団体	84団体	生活支援サイト
《健康状況等》				
運動器機能リスク高齢者の割合	31.9%	35.8%	43.0%	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果からの算出データ
栄養改善リスク高齢者の割合	5.0%	3.4%	2.3%	
閉じこもりリスク高齢者の割合	21.3%	32.4%	24.4%	

	②⑧幸町		備考
《人口・高齢化率等》			
総人口	18,737人		住民基本台帳人口
65歳以上人口	5,937人		
75歳以上人口	3,453人		
65歳以上の割合	31.7%		
75歳以上の割合	18.4%		
一人暮らし高齢者数（75歳以上）	974人		
一人暮らし高齢者の割合（75歳以上）	28.2%		※割合は75歳以上人口で除して算出
《要介護認定者数等》			
認定者数	1,092人		介護事業状況報告
高齢者人口に占める認定率	18.4%		※率、割合は65歳以上人口で除して算出
認知症高齢者数	616人		
《社会資源等》			
町内自治会数	29自治会		市保有データ
民生委員数	28人		
生活支援・見守り支援団体数	80団体		生活支援サイト
《健康状況等》			
運動器機能リスク高齢者の割合	28.1%		介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果からの算出データ
栄養改善リスク高齢者の割合	2.6%		
閉じこもりリスク高齢者の割合	17.6%		

※令和5（2023）年9月末時点

第3章 計画の基本的な考え方

1 千葉市の2040年の目指す将来像

(1) 将来の状況

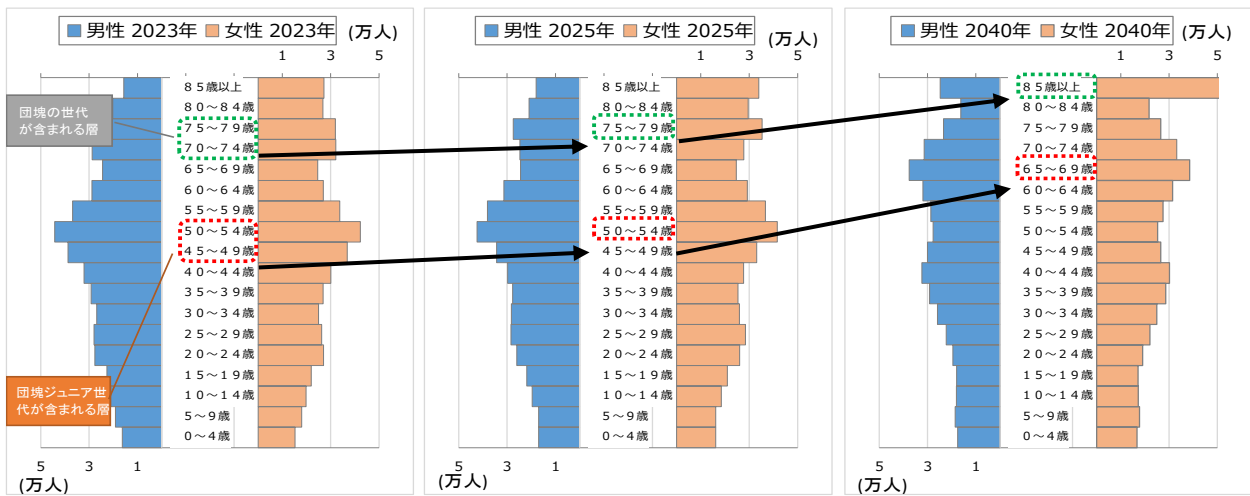
令和5（2023）年現在、70～79歳は約11万8千人で、人口の約12.1%を占め、いわゆる団塊の世代が含まれています。団塊ジュニア（45～54歳）世代は、約16万2千人、人口の約16.6%を占めており、令和7（2025）年には、団塊の世代が全て後期高齢者となり、医療や介護等の支援を必要とする人が増えてくると予想されます。

さらに、令和22（2040）年に団塊ジュニア世代が全て65歳以上となることで、「現役世代（担い手・支え手）の不足」が考えられます。そして、団塊の世代は全員85歳以上となり、多くの高齢者が医療や介護の支援を必要とし、認知症高齢者の増加も予想されます。

【令和5（2023）年】

【令和7（2025）年】

【令和22（2040）年】



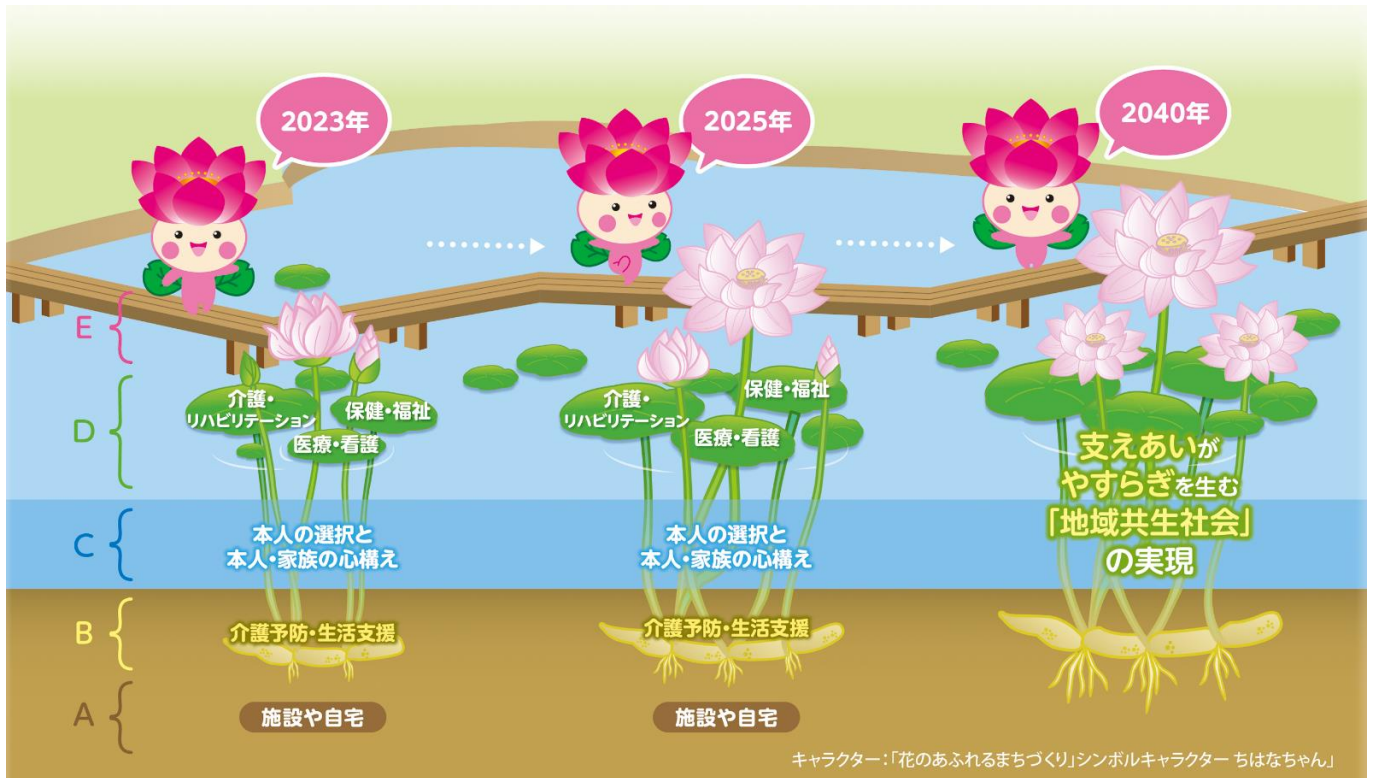
注1：令和5（2023）年は、千葉市住民基本台帳に基づく9月末現在の実績数値

注2：令和7（2025）年度、22（2040）年度の人口は、「令和4年（2022年）3月推計（千葉市作成）」

(2) 市の目指す将来像

年	令和7（2025）年	令和22（2040）年
テーマ	私たちにもできる地域包括ケア	私たちの地域包括ケアから 地域共生社会へ
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ○一人ひとりが、自らの健康づくり・介護予防に努めながら、生きがいをもって暮らすとともに、社会参加することにより担い手・支え手となる個々の意識が醸成され、より多くの市民に広がりを見せている千葉市 ○支援を必要とする高齢者と家族のだけれど、専門職等による支援に支えられ、安心して自分らしく生きることができる千葉市 	<ul style="list-style-type: none"> ○自らの健康づくり・介護予防に努めてきた高齢者を含め市民一人ひとりの心に、支える担い手の精神が根付き、地域全体が支え合いの和となって、高齢者も若者も支援を必要とする人も支援する人も社会の一員として、心豊かに暮らせるあたたかいまち千葉市
方向性	<p><自助と互助の強化></p> <p>超高齢社会においては、高齢者も支える担い手となることを目指し、自らの健康づくり・介護予防に努めるよう推進するとともに、広く活発な支え合いの取組みとなるよう強化します。</p> <p><共助と公助の充実></p> <p>複雑化、複合化する市民ニーズに対応する市の取組みと包括的な支援体制を構築します。</p>	<p><自助、互助、共助、公助の一体的推進></p> <p>4つの助がバランスのよい和となって繋がり、とりわけ互助が強く連結するよう市と地域住民等が一体となって取り組みます。</p>

<地域包括ケアシステムの将来像>



千葉市の地域包括ケアシステムの将来像を、市の花オオガハスの成長に例えて表現しました。

【A ハス池の土壌】

地域での生活の基盤となる「施設や自宅」をハス池の土壌に例えました。

【B ハスの地下茎（レンコン）】

地域での「介護予防・生活支援」を土壌の中で育つハスの地下茎（レンコン）に例えました。

【C 池の水】

「本人の選択と本人・家族の心構え」を池の水に例えました。

【D ハスの葉】

専門的なサービスである「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」を3枚の葉に例えました。

【E オオガハスの花】

地域包括ケアシステムが深化し、地域共生社会が実現していく様子をオオガハスの花に例えました。

介護予防と生活支援は、地域の多様な主体に支援され、養分を蓄えたレンコンとなり【B】、葉で表現した専門職が茎でつながり、連携することによって、それぞれ重要な役割を果たし【D】、本人の選択と本人・家族の心構えを重視し【C】、各要素が相互に関係しながら一体的に提供されることを表現しています。

2025年までに、私たち一人ひとりの意識の醸成及び取組みの推進を図り、尊厳ある自分らしい暮らしの実現を支援します。土壌【A】、レンコン【B】、葉【D】の成長を図り、オオガハスの花【E】を咲かせます。

2040年には、私たちだれもが支え合いの和の一員となって、地域共生社会の実現を目指します。肥沃な土壌【A】、大きなレンコン【B】、大きな葉【D】が強くて太い茎でつながり、たくさんの大きなオオガハスの花【E】を咲かせます。

2 計画の基本理念・基本目標

基本理念

みんながいきいきと、健やかに安心して暮らせるまちへ

本市では、令和5年4月から「千葉市基本計画(計画期間:令和5～14(2023～2032)年度)」がスタートしました。その計画の中では、「まちづくりの総合8分野」の「健康・福祉」の分野目標に、「みんながいきいきと、健やかに安心して暮らせるまちを実現します」と掲げています。

本計画では、上位計画を踏まえた基本理念を掲げ、地域福祉の担い手の不足を見据え、地域で支え合う体制の構築や適切な福祉サービスの提供、社会参画の促進など、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるとともに、市民一人ひとりが、いきいきと活躍できる持続可能な社会を構築していくことを目指します。

基本目標

高齢者がいきいきと活躍できる社会を創る

～地域共生社会の実現を念頭に、地域包括ケアシステムの
深化・推進を目指す～

「千葉市基本計画」では、「健康・福祉」の分野目標の実現に資する政策の一つとして、「政策2 高齢者がいきいきと活躍できる社会を創る」を位置づけています。

本計画でも、その考え方との調和を図り、人生100年時代においても高齢者がいきいきと活躍できる社会を創るため、生きがいつくりや社会参加を促進するとともに、住み慣れた地域で安心して生活できる支え合いの環境づくりを目指します。

3 新型コロナウイルス感染症の流行が本市の高齢者福祉に与えた影響と今後の取組方針

(1) 高齢者福祉に与えた影響

令和2年から感染が広まった新型コロナウイルス感染症により、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置がたびたび発出され、外出自粛要請、店舗や施設の休館、地域活動の自粛など、社会に様々な影響がありました。新型コロナウイルス感染症の流行が本市の高齢者福祉に与えた影響として、次の5点があげられます。

①高齢者の活動への影響

令和4年度の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（その1）によると、友人・知人に会う頻度は、「ほとんどない」の割合が28.5%と、令和元年度の結果の21.8%から大きく増加し、外出を控えていた実態がうかがえます。外出を控えたことにより社会的な孤立感が増加したり、身体活動が減少したり、フレイルにつながったりすることが懸念されます。

同調査において、令和4年度のボランティアやスポーツ、趣味などのグループへの参加状況は、令和元年度の調査より下回っており、特にボランティア、介護予防のための通いの場、老人クラブで減少幅が大きくなっており、新型コロナウイルス感染症による影響が大きいと考えられます。地域のつながりが希薄となり、ボランティア活動が停滞し、さらには地域の担い手が減少するという悪循環に陥っています。

②介護保険サービス事業者への影響

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大するにつれ、介護保険の訪問サービス、通所サービスにおいては、サービス提供を縮小・休止せざるを得ない状況となり、高齢者の入所施設においては、家族との面会の制限、新規入所者の受入停止など、施設運営に多大な影響がありました。

③介護保険料の減免の実施

令和2年2月から令和4年度まで、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等を理由に被害を受け、介護保険料の負担が困難であると認められる第1号被保険者の保険料を軽減または免除しました。減免した延べ人数は315人、減免金額は20,444千円です。

④感染拡大を防ぎ、サービスを継続するための取組みの実施

千葉市は、介護保険サービス等の継続的な提供を支援するため、介護保険事業所等に、様々な支援を行いました。

また、虐待を受けるなど緊急に住まいを確保しなければならないケースで、本人が新型コロナウイルス感染症陽性かつ入院ができない場合に、市内の高齢者施設に入所し、かつ、訪問看護サービスの提供を受けられる制度を創設しました。

さらに、令和2年度及び令和3年度において、75歳以上の高齢者の敬老会参加者を対象とする敬老会補助事業の代わりに、感染症予防物品購入費助成を実施し、町内自治会等が感染予防することを支援しました。助成した団体は延べ880団体、対象者は延べ163,111人です。

<介護保険事業所等向けに行った支援>

	実施年度	支援内容	令和2年度～令和5年度の累計実績
1	令和元年度	希釈した家庭用塩素系漂白剤を利用した環境表面（ドアノブなど手の触れる物の表面）の消毒方法を市内全事業所に情報提供	全事業所に情報提供
2	令和2年度	指定避難所に備蓄していたマスクや寄付のあったマスク等を市内全事業所に配布	数万枚配布
3	令和2年度～令和5年度	介護保険事業所等に国から提供された衛生物品（サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、ゴーグル、消毒液、手袋等）を市内全事業所に配布	15万枚程度配布（高齢者施設と障害者施設合計）
4	令和2年度～令和4年度	介護保険事業所等の従事者に対して、PCR検査を実施	374,724件検査
5	令和4年度～令和5年度	介護保険事業所等の従事者に対して、抗原検査を実施	74,500件検査
6	令和2年度～令和5年度	介護保険事業所等が新規入所者のPCR検査を実施する場合の検査費用を助成	新規入所者914件に助成
7	令和2年度～令和5年度	簡易陰圧装置の設置に係る経費を助成	23か所に助成
8	令和4年度	従来型個室や多床室のある高齢者施設に、ゾーニング改修費用を助成	1か所に助成
9	令和3年度、令和5年度	面会室への出入口を複数設けたり、アクリル板等を設置したりするなどの家族面会室の整備費用を助成	7か所に助成
10	令和2年度	通常の介護サービスの提供時では想定されない、感染を防止するためのかかり増し経費等（消毒・清掃費用、マスク等の衛生物品等の購入費用等）を助成	71事業所に助成
11	令和2年度～令和5年度	濃厚接触者や感染者本人に、介護サービス等を提供した事業者に支援金を支給	濃厚接触者等への訪問回数1,797回分を支給
12	令和2年度	介護保険事業所等に慰労金を支給	1,281事業所に支給
13	令和2年度～令和4年度	千葉県保健所や千葉県のクラスター対策班のクラスター発生施設への現地指導に同行し、保健所やクラスター対策班の感染拡大防止対策の指導の補助、施設内の状況確認等を実施	43施設訪問

⑤新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐために広がった新たな方式

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により外出が制限されていた中で、Zoom等の遠隔会議システムを利用した会議や講演会、パソコンでの在宅勤務、オンラインショッピングなど、オンラインを活用した方式が急速に広まりました。

本市においても、医療・介護専門職向けの研修会や家族介護者向けのレッスンにおいてオンライン開催を積極的に導入しました。健康づくりに関する講演会・教室においては、オンラインでの配信に加え、ソーシャルディスタンスを確保するため、最大収容や定員より広い会場の確保、会場を2か所に分けてZoomでつないで実施するなど工夫しました。

介護認定審査会においても、感染症対策とともに委員の負担軽減のため、オンライン開催を推進しています。

(2) 今後の取組方針

新型コロナウイルス感染症の流行が本市の高齢者福祉に与えた影響を踏まえ、次の2点を今後の取組方針とします。

①高齢者の活動の増加

高齢者の外出頻度やボランティアなどのグループ活動の機会を新型コロナウイルス感染症の感染拡大前に戻していく必要があります。生涯現役応援センターやシルバー人材センター、ちばし地域づくり大学校や、シニアリーダー養成講座など、高齢者の就労支援や地域の担い手の育成に引き続き取り組んでいきます。

また、活動を自粛していた地域活動を盛り上げるため、地域の見守りやごみ出しなどの活動に対する支援を引き続き広げていきます。

さらに、主体的な健康づくりの重要性の周知や健康づくり教室の実施など、健康づくりやフレイル予防を推進します。

②新たな方式を取り入れた施策の実施

オンライン開催の講演会や教室、研修や会議は、参加者が会場まで出向く必要がなく、参加しやすくなり、より多くの人に参加できます。また、動画配信は、自分の都合のいい時間にいつでも動画を閲覧することができます。

一方で、対面での開催は、外出の機会になるとともに、参加者同士が直接顔を合わせて話をするところから、表情の動きやしぐさなどより詳しくお互いの考えていることを読み取ることができます。また、信頼関係の構築につながります。

講演会や会議等の内容、状況や条件に応じて、オンラインのメリットを活かせる場合には、活用することで参加者の増加を図ります。

また、動画配信など、ICTを活用した周知啓発を実施していくとともに、パソコンやスマートフォンを利用していない高齢者を対象としたパソコン・スマートフォン講座の開催など、関係部局と連携して高齢者のデジタルデバインド（情報格差）解消に取り組めます。

4 基本方針

基本方針Ⅰ

高齢者が活躍し、生きがいをもって元気でいられる地域づくりを目指して ～健康寿命の延伸～

高齢者の健康づくり事業、「介護予防・日常生活支援総合事業」や介護予防事業を充実させ、生きがいづくりや社会参加等の支援を行うことにより、自立支援・重度化防止の視点で高齢者の地域生活を支えることを目指します。

そのため、この基本方針では、次の主要施策に取り組みます。

- (1) 生きがいづくりと社会参加の促進
- (2) 健康づくりとフレイル予防
- (3) 自立支援と重度化防止

基本方針Ⅱ

困ったときに支援を届けるための相談体制の充実を目指して

高齢者のニーズは多様化しており、高齢者支援体制の充実に向け、地域包括ケアシステムを支える中核機関であるあんしんケアセンターの機能強化を行います。

また、近年の家族介護者の過重負担の問題や制度の谷間でサービスを受けられないなどの問題を踏まえ、専門性を維持しつつも分野横断的な相談支援体制の充実を図ります。

そのため、この基本方針では、次の主要施策に取り組みます。

- (1) あんしんケアセンターの機能強化
- (2) 専門的、分野横断的な相談体制の整備

基本方針Ⅲ

支援が必要になっても地域で支え合いながら暮らし続けられるまちを目指して

地域包括ケアシステムの深化に向け、地域ケア会議の強化、切れ目のない医療・介護連携の推進などにより、たとえ介護が必要な状態になっても、社会全体で支えあい、心豊かに安心して暮らし続けられるまちづくりを目指します。

また、高齢者等を含めたすべての市民が、地域の中で安心して暮らしていけるよう、生活支援コーディネーターを中心に、関係者・関係機関と協働し、生活支援体制の整備・充実、支え合い活動等の地域の取組みの立ち上げの支援を行うほか、災害や感染症対策に係る体制整備も図ります。

そのため、この基本方針では、次の主要施策に取り組みます。

- (1) 地域ケア会議の強化
- (2) 切れ目のない在宅医療・介護連携の推進
- (3) エンディングサポートの推進
- (4) 地域の担い手による支え合い活動の支援
- (5) 災害・感染症対策

基本方針Ⅳ

認知症の人や家族が希望をもって地域の中で暮らし続けられる社会を目指して

令和5年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の基本理念や、「認知症施策推進大綱」の基本的な考え方である「共生」と「予防」を軸とし、認知症の人やその家族の視点を意識しながら、認知症になっても希望をもって日常生活が過ごせる社会の実現を目指します。

そのため、この基本方針では、次の主要施策に取り組みます。

- (1) 認知症への理解の促進
- (2) 認知症予防に向けた活動の推進
- (3) 医療・ケア・介護サービス体制の向上
- (4) 認知症バリアフリーの推進と認知症の人の社会参加支援
- (5) 権利擁護の充実

基本方針Ⅴ

必要なサービスが必要なときに高齢者や家族に届く安心なサービス提供体制を目指して

特別養護老人ホームや在宅生活を支える地域密着型サービスなどの介護保険サービスの提供体制を整備するほか、介護保険外の養護・軽費老人ホームの運営を支援すること等により、多様なニーズに対応できる体制づくりを目指します。

そのため、この基本方針では、次の主要施策に取り組みます。

- (1) 介護保険施設等の計画的な整備
- (2) 在宅支援サービスの提供体制の整備
- (3) その他の高齢者向け住まいの確保支援

基本方針Ⅵ

だれもが働きやすい介護現場を目指して

介護の担い手となる人材は、現役世代の減少等によりますます減っていくことが見込まれます。現在働いている方の離職防止と新規職員の確保という二つの面で、だれもが働きやすい介護現場になるよう、介護の仕事の魅力向上や多様な人材の確保・育成を図るとともに、介護現場の生産性向上や人材の資質向上に向けた支援を行います。

そのため、この基本方針では、次の主要施策に取り組みます。

- (1) 介護人材の確保と効率的な業務運営の支援
- (2) 介護人材の資質の向上

基本方針Ⅶ

適正な介護を提供するために

国が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に従い、介護サービスの利用量、保険給付費等を算出するとともに、事業の円滑な運営のための取組み（利用者保護、情報提供の充実、低所得者への配慮、事業者への支援、介護給付等の適正化への取組み）を講じて、介護保険制度の持続可能性を高めることを目指します。

そのため、この基本方針では、次の主要施策に取り組みます。

- (1) 適正な介護サービスの提供
- (2) 公正で効率的な介護認定体制の構築
- (3) 低所得者への配慮

5 施策の体系

基本理念

みんながいきいきと、健やかに安心して暮らせるまちへ

基本目標

高齢者がいきいきと活躍できる社会を創る
～地域共生社会の実現を念頭に地域包括ケアシステムの
深化・推進を目指す～

基本方針	主要施策
基本方針Ⅰ 高齢者が活躍し、生きがいをもって元気でいられる地域づくりを目指して ～健康寿命の延伸～	(1) 生きがいづくりと社会参加の促進 (2) 健康づくりとフレイル予防 (3) 自立支援と重度化防止
基本方針Ⅱ 困ったときに支援を届けるための相談体制の充実を目指して	(1) あんしんケアセンターの機能強化 (2) 専門的、分野横断的な相談体制の整備
基本方針Ⅲ 支援が必要になっても地域で支え合いながら暮らし続けられるまちを目指して	(1) 地域ケア会議の強化 (2) 切れ目のない在宅医療・介護連携の推進 (3) エンディングサポートの推進 (4) 地域の担い手による支え合い活動の支援 (5) 災害・感染症対策
基本方針Ⅳ 認知症の人や家族が希望をもって地域の中で暮らし続けられる社会を目指して	(1) 認知症への理解の促進 (2) 認知症予防に向けた活動の推進 (3) 医療・ケア・介護サービス体制の向上 (4) 認知症バリアフリーの推進と認知症の人の社会参加支援 (5) 権利擁護の充実
基本方針Ⅴ 必要なサービスが必要なときに高齢者や家族に届く安心なサービス提供体制を目指して	(1) 介護保険施設等の計画的な整備 (2) 在宅支援サービスの提供体制の整備 (3) その他の高齢者向け住まいの確保支援
基本方針Ⅵ だれもが働きやすい介護現場を目指して	(1) 介護人材の確保と効率的な業務運営の支援 (2) 介護人材の資質の向上
基本方針Ⅶ 適正な介護を提供するために	(1) 適正な介護サービスの提供 (2) 公正で効率的な介護認定体制の構築 (3) 低所得者への配慮

第4章 施策の展開

【基本方針Ⅰ】

高齢者が活躍し、生きがいをもって元気でいられる地域づくりを目指して ～健康寿命の延伸～

(1) 生きがいづくりと社会参加の促進

【課題】

- 少子高齢化が進展しニーズも多様化してくる中、一人でも多くの方が積極的に社会参加できるよう、魅力のある効果的な取組みの実施や多彩な情報の提供が求められています。
- 老人クラブは、会員の高齢化による退会に比べ新規入会者が少ないことや役員の担い手不足によるクラブの解散が主な要因となり会員が減少していることから、利用者ニーズに沿った魅力あるクラブづくりや役員の負担を軽減し活動を持続させていくための支援に取り組んでいく必要があります。
- シルバー人材センターは、高齢者雇用安定法に基づく65歳定年制の導入が進んだことにより、会員の減少、高齢化が進んでいます。会員確保策の増強や就業機会の拡大が求められています。
- 今後、団塊の世代を中心に、豊富な知識・経験をもった高齢者が地域社会の中で生きがいをもって活躍し、地域に貢献できる仕組みを強化していく必要があります。

【新型コロナウイルス感染症の影響】

- 多くの事業で、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じ、利用定員の縮小や場の開放の中止・短縮を行いました。
- 令和2年度に比べると、令和4年度には利用者数等が回復基調の見える事業もありますが、多くの事業が新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の水準には戻っていません。

【取組方針】

- 高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気にいきいき暮らせるよう、これまで培った知識・技能・経験やライフスタイルにあわせて、学習、スポーツ、ボランティア活動などを行うことができる場の確保や機会の創出、情報提供をさらに進めていきます。
- 少子高齢化の進展に伴い、現役世代（担い手）が減少していくことから、高齢者の社会参加を促進し、人手不足分野での就業機会の開拓や地域における支援の担い手など、活躍の場を広げていきます。
- ICTを活用した情報収集やサービスの利用に必要な知識等を普及させるため、いきいきプラザ・いきいきセンターにおけるパソコン・スマートフォン講座をはじめ、関係部署と連携したデジタルデバインド解消に取り組みます。

【主な取組事業】 基本方針Ⅰ (1) 生きがいづくりと社会参加の促進

	事業名 [担当課]	取組内容				
		指標項目	単位	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
1	生涯現役応援センター [高齢福祉課]	高齢者の就労や地域活動等の情報を集約し、情報提供・相談・紹介を行う総合相談窓口を設置して社会参加を促進します。出張相談を積極的に展開し、利用者の増加に努めます。				
		マッチング件数	件	326	343	360
2	ちばし地域づくり大学 校 [高齢福祉課]	地域課題の解決力を強化するため、地域福祉活動・ボランティアの担い手やリーダーとして活躍できる人材を養成します。				
		修了者数	人	72	72	72
3	いきいきプラザ・いきいきセンター（老人福祉センター）の管理運営 [高齢福祉課]	健康で生きがいのある生活が送れるよう、生活相談や健康相談、介護予防訓練、各種講座や趣味などの活動支援事業を実施します。				
		延べ利用者	人	523,866	584,450	645,034
4	老人クラブの育成 [高齢福祉課]	地域の自主活動団体である老人クラブが介護予防・社会奉仕活動に積極的に取り組めるよう、会員の増強や事務負担軽減について指導・育成します。				
		老人クラブ会員数	人	9,452	9,452	9,452
5	シルバー人材センター [高齢福祉課]	新たな会員の入会を促進するために商業施設などで出張相談会を開催するなど会員の増強に努めます。高齢者にとって魅力的な就業機会を創出のため雇用開拓をさらに進めます。				
6	高齢者福祉施設の地域福祉拠点としての利用促進 [高齢福祉課]	地域福祉拠点を増やすとともに、社会福祉法人と地域住民の交流を促すために、高齢者福祉施設が有する地域交流スペースの利用を推進します。				
7	介護支援ボランティア [介護保険管理課]	介護予防及び地域における支援の担い手を増やすため、登録者数の拡大や受入施設とのマッチングを強化し、活動の促進を図ります。				
		ボランティア登録者数	人	2,000	2,060	2,140
8	千葉市民活動支援センター [市民自治推進課]	指定管理者のノウハウを生かした各種講座や相談業務の実施により、市民のボランティア活動・市民活動団体の活動の底上げを図るとともに、活動場所の提供や団体間の交流促進を図っていきます。				
		登録団体数	団体	810	820	830
9	生活支援体制整備の充実 [地域包括ケア推進課]	高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと安心して生活できるよう、関係機関と連携し、地域資源の収集・創出、マッチングを行うなどの生活支援コーディネーターの活動を強化します。				

(2) 健康づくりとフレイル予防

【課題】

- 後期高齢者の増加により、介護・支援を必要とする高齢者の増加が見込まれます。
- 健康寿命の延伸に向けて、高齢者のフレイル予防への正しい知識を普及し、健康づくりに自ら継続して取り組むことや、地域の高齢者が活躍できる場を促進する必要があります。
- オーラルフレイル（口腔の虚弱）の予防のため、歯周炎を有する人を減らす必要があります。また、咀嚼良好者をさらに増やすため、オーラルフレイル予防の取組みを推進する必要があります。
- 高齢者の健康づくりに向けた指標として重要な9項目は、以下のとおりです。
 - ①介護・支援を必要としない高齢者の割合の増加
 - ②ロコモティブシンドローム（運動器症候群）を認知している人の割合の増加
 - ③低栄養傾向（BMI20以下）の高齢者の割合の増加の抑制
 - ④1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施する人の割合の増加（男性）（運動習慣者の割合の増加）
 - ⑤1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施する人の割合の増加（女性）（運動習慣者の割合の増加）
 - ⑥60歳代における咀嚼良好者の割合の増加
 - ⑦70歳で22歯以上の自分の歯を有する人の割合の増加
 - ⑧60歳代における進行した歯周炎を有する人の割合の減少
 - ⑨社会参加に係る会やグループ等への参加している高齢者の割合の増加（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（その1））
- 自分自身の健康状態を把握し、健康意識を高めることや疾病の早期発見・早期治療のためにがん検診のほか、特定健康診査・健康診査等の受診を促していく必要があります。

【新型コロナウイルス感染症の影響】

- 教室や通いの場での教育では、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じ、一部中止や定員の縮小が余儀なくされました。
- 感染対策を講じた上で予定通り事業を実施したものもありますが、オンラインでの配信など、新型コロナウイルス感染症が感染拡大している中でも自主活動ができるよう工夫をして実施した事業もあります。

【取組方針】

- 健康教育や啓発媒体を通じて、加齢に伴う身体や認知機能の低下、社会的つながりの希薄が要因となるフレイルに関する知識の周知に努め、介護・支援を必要としない高齢者の割合の増加を目指します。
- 健康状態と社会的なつながりとの関連性について啓発を行うとともに、地域における介護予防活動の中心となる人材を育成します。

- 高齢者自ら介護予防に取り組み、健康維持を図るセルフマネジメントを推進するとともに、高齢者自らによる地域の健康づくりの活動を推進します。
- 運動サークルやウォーキングコースの情報提供、健康づくりの取組みへのポイント付与など、健康づくりの取組みが継続しやすい環境づくりを推進します。
- むし歯や、歯周病を予防するための方法の周知啓発を図り、高齢者の自主的なオーラルフレイル予防の取組みを推進します。
- 高齢者がかかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診を受診することを目指します。また、歯周病検診の受診率の向上を目指します。
- がん検診等や特定健康診査・健康診査受診率向上のため、継続的に受診勧奨を実施するとともに、受診しやすい環境づくりに取り組みます。

【主な取組事業】 基本方針Ⅰ (2) 健康づくりとフレイル予防

	事業名 [担当課]	取組内容				
		指標項目	単位	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
1	介護予防の情報提供 【新規】 [健康推進課]	健診結果等の情報をもとに、健康課題を有する高齢者に対し、フレイル予防の啓発資料と健康状態に合わせた介護予防事業の案内を行うことで、自ら健康づくり（フレイル予防）に取り組めるように支援します。				
		案内を見て事業に参加した者の数	人	110	110	110
2	口腔ケア事業 (口腔機能健診) 【拡充】 [健康推進課]	協力歯科医療機関にて口腔機能の低下を早期に発見し、その悪化を予防するための指導を行います。また、かかりつけ歯科医を持つことや定期的な歯科健診のきっかけとなることを目指します。なお、健診結果から把握したオーラルフレイルが疑われる高齢者に対し、受診勧奨を行い、一層の口腔機能低下の予防に努めます。				
		口腔機能健診の受診者数	人	600	600	600
3	健康づくり広報・啓発 [健康推進課]	健やか未来都市ちばプランの次期計画を踏まえ、主体的な健康づくりの重要性等について広報・啓発を実施し、市民の意識醸成を図ります。				
4	個人や地区組織が行う健康づくりへの支援 [健康推進課]	無理なく健康づくりに取り組むきっかけとして、個人や地区組織等が行う健康づくりの取組みに対しポイント付与等を行い、地域での健康づくりを支援します。				
		支援団体数	団体	80	80	80
5	健康教育 [健康推進課]	生活習慣病の予防など健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることで、主体的な健康づくりを促します。				
		医師講演会回数	回	18	18	18

【主な取組事業】 基本方針Ⅰ (2) 健康づくりとフレイル予防

	事業名 [担当課]	取組内容				
		指標項目	単位	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
6	介護予防教育 [健康推進課]	講演会等により、運動・栄養・口腔ケア等介護予防（フレイル予防）に関する正しい知識や情報を普及することで、高齢者自身の介護予防に対する意識を高め、自主的に継続して介護予防に取り組めるように支援します。また、保健福祉センターの医療専門職（保健師または看護師・管理栄養士・歯科衛生士）が地域の通いの場に出向き、フレイルに関する健康教育を行うとともに、参加者の健康状態の把握や健康相談を行います。				
		フレイルに関する講演会開催回数	回	6	6	6
		通いの場における健康教育の実施回数	回	300	300	300
7	チャレンジシニア教室 [健康推進課]	市内に住民票の登録がある65歳以上で要介護・要支援の認定を受けていない方を対象に、体操、アミューズメントカジノ、料理実習など、楽しみながら体験できる介護予防に資する講座を開催します。				
		初参加者の割合	%	70	70	70
		教室終了後、運動などの活動を続けたいと思った人の割合	%	80	80	80
8	プロスポーツチームから学ぶ健康づくり教室 [健康推進課]	プロスポーツチームのトレーナー、アカデミー（子ども向け）のコーチなどが講師となり、高齢者向けにアレンジした体操、ダンス、ストレッチのほか、認知機能低下予防につながるエクササイズなどを行っています。				
		初参加者の割合	%	70	70	70
9	シニアフィットネス習慣普及事業 [健康推進課]	市内に住民票の登録のある65歳以上で要支援・要介護の認定を受けていない方を対象に、市と協定を締結したフィットネスクラブを利用する際の費用の一部を助成（利用回数8回を上限）します。				
		終了後、健康状態が良かったと感じた人の割合	%	70	70	70
		体を動かすことが習慣になっている人の割合	%	70	70	70

【主な取組事業】 基本方針Ⅰ (2) 健康づくりとフレイル予防

	事業名 [担当課]	取組内容				
		指標項目	単位	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
10	住民主体の通いの場への リハビリ専門職による支 援（地域リハビリテー ション活動支援） [健康推進課]	あんしんケアセンターや千葉地域リハビリテーション広域支 援センターとの連携により、リハビリテーション専門職による 住民主体の通いの場への技術的助言、立ち上げ支援等を行いま す。				
		リハビリ専門職の派 遣回数	回	70	80	90
11	地域活動支援 [健康推進課]	高齢者が身近な場所で介護予防活動に参加し、継続できるよ うに、住民主体の介護予防に資する活動の場の立ち上げ及び運営 の支援を行います。また、「ちばし いきいき体操」の体操教室 の指導プログラムのほか、フォロープログラムを実施しま す。				
		延参加人数	人	5,500	5,500	5,500
12	シニアリーダー養成 講座・地域活動支援 [健康推進課]	介護予防の運動等の普及・啓発ができるよう、指導に必要な基 礎知識を学ぶとともに、実践的な講義を通して、自主的に介護 予防活動ができるシニアリーダーを養成します。また、シニア リーダーの地域での活動を支援するとともに、地域活動に必要 な経費について、各区シニアリーダー連絡会を対象に補助金 （年間上限額22万円）を交付します。				
		養成講座修了者が 活動登録をする割 合	%	100	100	100
13	がん検診・骨粗しょう症 検診・歯周病検診 [健康支援課]	がん等の早期発見・早期治療を図るため、対象者に受診券を送 付し受診勧奨を行うとともに、年度後半には再勧奨通知を送付 します。またがん集団検診予約のためのコールセンターを設置 する等、受診しやすい環境づくりを整備し、受診率向上に向け 取り組みます。				
		がん検診受診率（%） （男女別・検診種別）	%	60	60	60
14	特定健康診査・健康診査 [健康支援課]	国民健康保険加入者に対して、生活習慣病予防を目的とした特 定健康診査を実施するとともに、生活習慣病のリスクがある方 に特定保健指導を実施します。また、75歳以上の後期高齢者 医療加入者には、フレイルなどの高齢者の特性を踏まえて、健 康状態を総合的に把握することを目的とした健康診査を実施 します。				
		特定健康診査受診率	%	38.5	40	41.5
		健康診査受診率	%	36	36.8	37.6
15	高齢者の健康づくり・ 介護予防の推進 [地域包括ケア推進課] [健康推進課] [高齢福祉課]	地域の住民同士が気軽に集い、ふれあいや仲間づくりを通じ て、自ら健康づくりや介護予防に取り組めるよう、通いの場に 参加する高齢者を増やします。				
		住民主体の通いの 場への参加者数	人	21,300	21,400	21,500

(3) 自立支援と重度化防止

【課題】

- 高齢者が自らフレイル予防に取り組み、健康を維持できるように、フレイル予防の周知啓発を強化する必要があります。
- 健康診査の結果などから把握したフレイルリスクが高い後期高齢者に対し、個々の健康状態に応じた支援を行い、健康状態の改善を図る必要があります。
- 高齢者の低栄養は、フレイルの原因となり、要介護状態へとつながる恐れがあることから、低栄養防止の知識の普及とともに、低栄養のリスクが高い高齢者に対し、適切な介護予防の取組みにつなげる必要があります。

【新型コロナウイルス感染症の影響】

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、相談件数の減少、健康診査受診者の減少による事業対象者の減少、いきいき活動手帳の配布数の減少などが生じました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、閉じこもり等による不活発な状況が続いたため、心身機能の低下をきたしたり、社会との関わりが希薄となった高齢者が見られます。

【取組方針】

- 後期高齢者については、健康診査の結果などから把握したフレイルリスクが高い高齢者に対し、医療専門職（保健師または看護師・管理栄養士・歯科衛生士）が個別に支援し、健康状態の改善を図ります。
- 前期高齢者については、特定健診結果から、低栄養の健康課題を有する高齢者を把握し、健康づくりやフレイル予防に関する事業案内を行うとともに、必要に応じて医療専門職が訪問指導を行います。
- フレイル状態の高齢者に対し、リハビリテーションの専門職による、身体機能及び生活機能の改善に向けた支援を実施します。
- いきいき活動手帳を活用した、正しい知識に基づいたセルフマネジメントにより、自ら介護予防に取り組める高齢者を増やします。

【主な取組事業】 基本方針Ⅰ (3) 自立支援と重度化防止

	事業名 [担当課]	取組内容			
		指標項目	単位	6年度 (2024)	7年度 (2025)
1	フレイルの疑いがある高齢者への個別支援 (高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施)【新規】 [健康推進課]	健診結果等から把握した栄養、口腔、運動においてフレイルの疑いがある高齢者に対し、訪問等により健康状態の改善に向けた情報提供や支援を行います。また、健診や医療機関への未受診に加え、要介護・要支援認定を受けていない等の健康状態を把握できていない高齢者に対し、必要に応じて、地域の関係機関(医療機関、あんしんケアセンター)等と連携して支援を行います。			
		支援実施割合	%	90	90

【主な取組事業】 基本方針Ⅰ (3) 自立支援と重度化防止

	事業名 [担当課]	取組内容				
		指標項目	単位	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
2	フレイル改善 【新規】 [健康推進課]	フレイル状態で身体機能の改善が必要な高齢者に対し、リハビリテーション専門職が高齢者の自宅に訪問し、身体機能及び生活機能の改善に向けた支援を実施します。				
		プログラム開始時の目標達成の割合	%	70	70	70
3	介護予防相談 [健康推進課]	健康・栄養・口腔等の介護予防に関する、高齢者の状態に応じた相談に保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の医療専門職が対応し、介護予防（フレイル予防）の正しい知識を普及するとともに、高齢者が自ら介護予防に継続して取り組めるように支援します。				
4	高齢者の低栄養防止 [健康推進課] [地域包括ケア推進課]	国民健康保険の健診受診者のうち低栄養が疑われる高齢者に専門職（保健師や管理栄養士等）が関与することで、支援が必要な高齢者を把握し、状況に合わせた介護予防事業へつなげます。				
		低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の割合	%	19.3	18.5	17.8
5	糖尿病性腎症の重症化予防 [健康推進課]	特定健診を受診し、その結果から糖尿病性腎症重症化のリスクが高いと判定された方に対し、早期から保健指導を実施します。				
		保健指導実施率	%	23	25	27
6	いきいき活動手帳を活用したセルフマネジメントの実施 [地域包括ケア推進課]	高齢者が自ら介護予防に取り組めるよう、いきいき活動手帳を活用して、通いの場やイベント等の参加者に対し、正しい知識に基づいたセルフマネジメントへの動機づけを行います。				
		実施人数	人	2,000	2,000	2,000

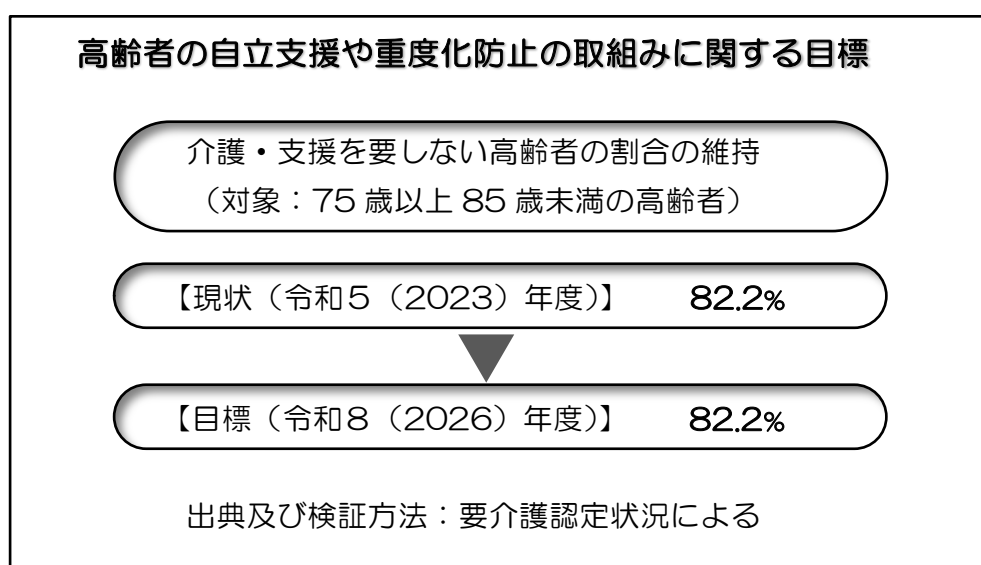
◎自立支援・重度化防止に関する取組目標

介護保険法に基づき、第7期介護保険事業計画から、市は、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた施策及びその目標に関する事項を定めること、また、これらの取組みと目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、その評価の結果を公表するよう努めることが定められました。

介護・支援を要する高齢者の割合は、75歳以上85歳未満では約20%、85歳以上では約60%と、年齢とともに急激に上昇しています。

高齢化の進展により、介護・支援を要する高齢者の割合が増加することが見込まれますが、「第4章 施策の展開」に掲載している取組事業を通じて、介護・支援を要しない高齢者の割合を維持します。

本計画においては、次のように目標を設定します。



評価及び分析結果は、千葉市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会に報告するとともに公表します。

また、この目標は、千葉市基本計画・第1次実施計画（計画期間：令和5～7年度）において、「分野3 健康・福祉」の「3-2 高齢者がいきいきと活躍できる社会を創る」の基本目標にもなっています。

【基本方針Ⅱ】

困ったときに支援を届けるための相談体制の充実を目指して

(1) あんしんケアセンターの機能強化

【課題】

- 高齢者人口の増加や社会情勢の変化等により、あんしんケアセンターが担う役割や期待は大きくなっており、特に、総合相談支援における業務量の増加が顕著となっています。
- あんしんケアセンターの効果的な運営に向け、センター運営の客観的評価及び社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会あんしんケアセンター等運営部会における専門的助言等を踏まえ、資質向上及び平準化に取り組むことが必要です。
- 複雑化・複合化した課題を抱える要支援者等が増えており、多職種協働によるサポートが必要な事例や支援介入が遅れたことによる困難化も見受けられます。そのため、関係者・関係機関のネットワークのさらなる強化が必要です。

【新型コロナウイルス感染症の影響】

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大前と比べて教室や講演会の参加人数、地域ケア会議の開催回数が減少しましたが、令和4年度には回復しました。

【取組方針】

- あんしんケアセンターの業務量の増加に対応するため、包括3職種の適正配置に向け検討を行います。
- あんしんケアセンターの効果的な運営に向け、事業評価を踏まえた支援を行うとともに、OJT・OFF-JTにより包括3職種の資質向上及びセンター間の平準化を図ります。
- 地域の会合やイベント、広報媒体等を活用して、あんしんケアセンターに関する情報を発信し、圏域全体への周知活動に取り組みます。
- 地域ケア会議や多職種連携会議を通じてネットワークの強化を図るとともに、ケアプランの振り返りや地域課題の抽出を行い、高齢者の自立支援に向けたケアマネジメントの強化に取り組みます。

【主な取組事業】 基本方針Ⅱ (1) あんしんケアセンターの機能強化

	事業名 [担当課]	取組内容				
		指標項目	単位	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
1	あんしんケアセンター 職員の適正配置 [地域包括ケア推進課]	高齢者の身近な相談窓口として適切な相談対応や地域支援活動を展開できるよう、包括3職種の適正配置に向け検討を行います。				
		包括3職種人数	人	155	155	155
2	あんしんケアセンター の機能強化 [地域包括ケア推進課]	あんしんケアセンターの機能強化を図るため、あんしんケアセンター等運営部会による客観的評価及び機能強化策の検討を行います。また、センター間の平準化及び資質向上を図るため、研修等の充実に取り組みます。				
3	地域ケア会議の充実 [地域包括ケア推進課]	個別事例の検討、自立支援の強化、地域課題の分析・解決、ネットワーク構築のための会議を地域の実情に応じて開催し、地域課題解決に向けた取組みを推進します。				
		地域ケア会議 開催数	回	250	250	250

(2) 専門的、分野横断的な相談体制の整備

【課題】

- 1つの分野にとどまらない複雑化・複合化した地域生活課題に対しては、複数の関係者が連携しながら支援することになりますが、支援に際して中核的な役割を担うことを位置付けられている機関が存在していないことが課題となっています。
- 8050問題など制度の狭間にある地域生活課題については、相談を受け止める専門の窓口がないことから、分野や相談内容を問わず包括的に相談を受け止める体制の構築が課題となっています。
- ヤングケアラー（18歳未満）やダブルケア（子育てと介護を同時に担う）、老老介護など、家族介護者（ケアラー）が抱える課題が多様化しています。

【取組方針】

- 分野ごとの専門性を活かした各相談支援機関による相談支援体制は引き続き維持しつつ、分野をまたぐ地域生活課題を受け止めたときは、福祉まるごとサポートセンターが、必要に応じて関係者間の調整役を担うことで、どこに相談しても支援につながる体制を構築します。
- 家族介護者（ケアラー）が、日頃介護をしている中で困難に感じていることについて、ホームヘルパー等の専門職が、適切な介護となるよう支援を行うとともに、状況に応じて介護サービスの併用を助言するなどにより、家族介護者の身体的・精神的負担の軽減を図るとともに、関係機関と連携して課題の解決に取り組みます。

【主な取組事業】 基本方針Ⅱ (2) 専門的、分野横断的な相談体制の整備

	事業名 [担当課]	取組内容				
		指標項目	単位	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
1	福祉まるごとサポート センターの運営 【新規】 [地域福祉課]	複雑化・複合化する地域生活課題に対し、必要に応じて関係者間の役割分担や支援の方向性の整理、支援プランの作成、全体の進捗管理など、関係者が協働して支援していけるようコーディネートするとともに、分野や相談内容を問わずまるごと相談を受け止め、必要な助言や適切な相談機関へのつなぎ等を行います。また、地域住民等とのネットワークを通じて、自ら支援を求めることが難しい方ともつながりを形成し、社会参加及び地域づくりに向けた支援と一体的に実施することで重層的・包括的支援体制を構築します。				
2	家族介護者支援 [高齢福祉課]	在宅で高齢者を介護する家族が、日常介護で特に困難と感じている介護技術の習得を支援するため、訪問レッスンや家族介護者研修を実施するとともに「家族介護者支援センター」において家族介護者の相談に対応し、家族介護者の身体的、精神的負担の軽減を図ります。また、関係機関と連携して課題の解決に取り組みます。				
		延べ研修参加者数	人	90	95	100
		訪問レッスン実施 件数	件	85	90	95

【基本方針Ⅲ】

支援が必要になっても地域で支え合いながら暮らし続けられるまち目指して

(1) 地域ケア会議の強化

【課題】

- 複雑化・複合化した課題を抱える事例が増えており、関係機関の協働による検討・支援が不可欠となっています。また、関係機関が多分野に広がりつつあります。
- 医療・介護の専門職のほか、多くの職種が一堂に会することで、個々の高齢者の課題を明らかにし、効果的な支援方法を幅広く検討する場にしていくことが重要です。
- 地域ケア会議における地域課題の分析や解決に向けた検討を踏まえ、新たな地域資源の創出や事業化につなげていくことが必要です。
- 協議体の効果的な開催に向け、第1層・第2層生活支援コーディネーターと区役所・保健福祉センターや社会福祉協議会区事務所等とのさらなる連携・協働が求められています。

【新型コロナウイルス感染症の影響】

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大前と比べて地域ケア会議の開催回数が減少しましたが、令和4年度からは回復傾向にあります。
- 会議の開催にあたっては、書面、オンラインを活用した形式など工夫を講じました。

【取組方針】

- 複雑化・複合化した課題を抱える事例に対し、様々な関係者と協働し、情報共有や支援方法の検討を進めていきます。
- 地域ケア会議や協議体の開催を通じて、関係機関のネットワーク強化を図り、地域課題の抽出や共有、課題解決に向けた検討に取り組みます。
- 生活支援コーディネーターは、協議体の開催において、地域ケア会議等から抽出された地域課題をテーマに取り上げ、参加者間において共有・検討し、地域の実情に応じた生活支援サービスの創出に向け取り組みます。

【主な取組事業】 基本方針Ⅲ (1) 地域ケア会議の強化

	事業名 [担当課]	取組内容				
		指標項目	単位	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
1	地域ケア会議の充実 【再掲】 [地域包括ケア推進課]	個別事例の検討、自立支援の強化、地域課題の分析・解決、ネットワーク構築のための会議を地域の実情に応じて開催し、地域課題解決に向けた取組みを推進します。				
		地域ケア会議 開催数	回	250	250	250
2	地域ケア会議と協議体 の連携体制の強化 [地域包括ケア推進課]	生活支援コーディネーターが開催する協議体において、地域ケア会議等で抽出された地域課題を共有するとともに、必要な地域資源の充実を図ります。				
		協議体開催数	回	30	35	40

(2) 切れ目のない在宅医療・介護連携の推進

【課題】

- 高齢化などにより在宅医療のニーズは増加することが予想されますが、在宅医療・介護専門職の確保は、今後も厳しい状況が予想されます。在宅医療・介護を必要とする人に対して、必要なサービスを提供するためにも、多職種・多機関連携の重要性は増しており、今後も医師会などの職能団体や関係機関と連携して、日々の在宅療養を支える専門職の連携支援に取り組む必要があります。
- 地域包括ケアシステムの構築・深化に向けて、様々な場面における医療・介護連携がスムーズに行えるよう、医療介護情報へのアクセス性を高め、情報共有や連絡体制を強化し、事業所間及び多職種の連携を推進することが必要となっています。
- 「令和5年度千葉市在宅医療・介護実態調査」によると、在宅医療を必要とする推計患者数は高齢化の進展以上に増加すると見込まれ、引き続き、現状のサービス提供実態について情報収集するとともに、在宅医療の将来需要を把握するために、定期的の実態調査を行う必要があります。
- 日常の療養支援、入退院支援、災害や感染症の流行時、人生の最終段階など様々な場面において、本人及び家族の意志が尊重されるよう、医療・介護専門職のスキルアップや市民への啓発に取り組む必要があります。

【新型コロナウイルス感染症の影響】

- 新型コロナウイルス感染症に感染し、在宅療養が必要になる中、在宅医療・介護連携支援センターへの相談は多く寄せられました。
- 専門職の研修や連携は、オンラインの活用により実施しました。

【取組方針】

- 在宅療養の問題を把握し、地域ごとの課題や取組みを検討するため、多職種連携会議や在宅医療推進連絡協議会において市医師会などの職能団体やあんしんケアセンターなどの関係機関と連携して協議を重ね、研修などの企画の立案や政策形成に繋げることで、医療・介護専門職の多職種協働と在宅療養支援の対応力向上を図ります。
- 入退院時や災害・感染症の流行時などの状況にあっても、オンライン会議の活用や関係機関との連携推進を図り、医療機関・介護サービス事業所の情報共有や連絡体制の構築を支援します。
- 在宅医療を提供する医療機関や介護施設などへの訪問調査を実施するとともに、アンケート調査やレセプト分析による実態調査を行います。
- 人生の最終段階に向けて、本人及び家族の意思を尊重し、それを実現するため、意思決定支援に関わる医療・介護専門職向けの研修会や講演会を実施します。また、市民が健康なうちから在宅療養などについて考えるきっかけになるよう、ACP（人生の最終段階に向けた意思決定支援）の普及啓発に努めます。

【主な取組事業】 基本方針Ⅲ （2）切れ目のない在宅医療・介護連携の推進

	事業名 [担当課]	取組内容				
		指標項目	単位	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
1	人生の最終段階に向けた多職種連携と意思決定支援【新規】 [在宅医療・介護連携支援センター]	支援を必要とする本人・家族に希望する医療や介護サービスが提供されるよう、医療・介護専門職に向けた意思決定支援に関する研修や相談支援を実施します。また、健康な時から、医療や介護に関する意識を高めるため、市民向け講演会を開催し、普及啓発を行います。				
		看取りに関する加算の算定件数 (令和5年を100とする)	件	103.6	107.4	111.3
2	在宅医療・介護連携支援センターの機能強化 [在宅医療・介護連携支援センター]	医療・介護専門職向けの相談窓口を開設し、専門職のコーディネーターによる相談支援を実施します。また、複雑化・多様化した支援ニーズに対応できるように、高齢福祉以外の分野についても、関係機関とのネットワークを構築し、相談体制の強化を図ります。				
		相談件数	件	700	800	850
3	訪問診療医師増強研修 [在宅医療・介護連携支援センター]	「千葉市在宅医療・介護実態調査」で示された、今後の在宅療養ニーズに対応するため、市医師会と連携し、在宅診療の同行研修を中心とした訪問医師増強研修を実施するほか、訪問診療を行う診療所の事務職員向けに、レセプトなどの医療事務研修を実施します。				
		訪問診療算定件数 (令和5年を100とする)	件	103.6	107.4	111.3

【主な取組事業】 基本方針Ⅲ (2) 切れ目のない在宅医療・介護連携の推進

	事業名 [担当課]	取組内容				
		指標項目	単位	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
4	訪問看護ステーションの運営支援 [在宅医療・介護連携支援センター]	在宅医療・介護連携の中核を担う訪問看護ステーションの運営を支援するため、千葉県訪問看護ステーション協会と連携し、労務管理や人材育成など、事業所運営の研修を開催するほか、個別の運営相談を実施します。				
		訪問看護算定件数 (令和5年を100とする)	件	102.7	105.1	107.5
5	在宅に訪問する薬剤師の養成 [在宅医療・介護連携支援センター]	在宅療養における薬物療法について、市薬剤師会と連携し、在宅に訪問し服薬指導や薬剤管理などを実施する薬剤師の対応力向上研修を実施し、受講した薬剤師を「在宅医療・介護対応薬剤師」として認定します。また、多剤服用など薬をテーマにした事例検討を関係機関と連携して実施します。				
		局療養管理指導算定件数(令和5年を100とする)	件	103.6	107.4	111.3
6	多職種連携の推進 [在宅医療・介護連携支援センター]	各区及びあんしんケアセンター圏域ごとに、地域医療・介護に関する問題把握や課題解決の取組みを検討するため、多職種連携会議を実施するほか、抽出された課題は、市医師会等の職能団体や関係機関と連携し、事業計画や政策の形成に繋がります。				
		多職種連携関係加算算定件数(令和5年を100とする)	件	103.6	107.4	111.3
7	在宅医療・介護連携に関する情報の提供 [在宅医療・介護連携支援センター]	災害時や感染症の流行など、サービスが途絶えてしまうような事態になっても、支援を継続できるように、オンラインを活用したリモート会議・研修を推進するほか、在宅医療・介護に関する資源情報の共有を推進するため、市民や専門職が必要なサービスを情報サイト「医療・介護資源情報管理システム」に掲載します。				
		多職種連携関係加算算定件数(令和5年を100とする)	件	103.6	107.4	111.3
8	入退院時の連携強化 [在宅医療・介護連携支援センター]	入退院時など療養場所が変化する際にも、継続して質の高いケアが提供されるように、専門職向けに市内病院連携室窓口一覧を情報提供し、「千葉県地域生活連携シート」の利用促進を図るほか、「入退院支援の手引き」を基にした入退院時の多職種連携に関する研修や事例検討会を開催します。				
		多職種連携関係加算算定件数(令和5年を100とする)	件	103.6	107.4	111.3

(3) エンディングサポートの推進

【課題】

- ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者の増加に伴い、自分の人生の最終段階について不安を持つ高齢者が増加することが予想されます。
- 企業や団体等による高齢者向けの生活支援や事後事務等に関するサービスは実施されていますが、個別性に依りて適切な選択ができるよう相談・啓発に取り組む必要があります。

【新型コロナウイルス感染症の影響】

- エンディングサポート体制の充実は、新型コロナウイルス感染症の影響により小規模講演会の開催回数が一時減少しました。
- 人生の最終段階に向けた多職種連携と意思決定支援は、新型コロナウイルス感染症が感染拡大している中でも研修や講演会を実施したいという専門職や地域住民の声があり、オンラインを活用するなど可能な限り実施しました。

【取組方針】

- 高齢者本人が元気なうちから、家族と共に「終活」を我が事として考えられるように、民間事業者と連携し、必要な情報提供と啓発を行います。
- すべての高齢者が、本人が望む人生の最終段階を迎えられるように、関係機関と協議し、生活支援・成年後見制度などの体制整備を目指します。

【主な取組事業】 基本方針Ⅲ (3) エンディングサポートの推進

	事業名 [担当課]	取組内容				
		指標項目	単位	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
1	エンディングサポート (終活支援)の普及啓発 [地域包括ケア推進課]	人生の最終段階の医療・介護や、死後の葬儀・埋葬・財産処分などの問題も含めた終活に関する相談支援を行い、エンディングに関する不安解消に努めます。 終活の啓発を行うために、リーフレットの作成・配布、市民向け講演会を開催します。				
		講演会開催数	回	20	20	20
2	エンディングサポート体制の充実 [地域包括ケア推進課]	関係団体との意見交換等を行い、すべての高齢者が、生活支援等に関するサービスを受けることができる体制を検討し、「終活」に関する選択肢を増やします。				
3	人生の最終段階に向けた多職種連携と意思決定支援【新規】【再掲】 [在宅医療・介護連携支援センター]	支援を必要とする本人・家族に希望する医療や介護サービスが提供されるよう、医療・介護専門職に向けた意志決定支援に関する研修や相談支援を実施します。また、健康な時から、医療や介護に関する意識を高めるため、市民向け講演会を開催し、普及啓発を行います。				
		看取りに関する加算の算定件数 (令和5年を100とする)	件	103.6	107.4	111.3

(4) 地域の担い手による支え合い活動の支援

【課題】

- 一人暮らし高齢者や要介護状態の高齢者などが増加する中、高齢者が地域で安心して暮らし続けられるように、地域住民による見守りや支え合い活動など地域における支援の仕組みづくりと活動の推進、地域交流の場の活性化、地域福祉活動の担い手の拡大など地域住民が主体となった活動が重要となります。
- 地域に日常的に関わりのある事業者等の多様な主体との連携・協力をさらに進めていくことが求められます。
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、属性を問わない包括的な支援体制の構築を推進する必要があります。
- 高齢化の進展及び社会情勢の変化により、生活支援等のサービスを必要とする高齢者は増加している一方で、地域のつながりの希薄化や担い手不足等が顕著となり、生活支援コーディネーターの担う役割や業務は増加しています。

【新型コロナウイルス感染症の影響】

- 様々な地域活動が、中止や延期、規模縮小を余儀なくされましたが、徐々に回復の兆しが見えてきました。

【取組方針】

- 今後さらに高齢化が進展することから、支援が必要な高齢者が自分らしく安心して地域で暮らし続けられるように、地域住民による支え合いの地域づくりを推進します。
- 社会福祉協議会を通じて、社会福祉協議会地区部会等の活動を支援し、地域における見守り活動や支え合い（生活支援）活動の拡充、地域交流の場の活性化を図るとともに、企業、大学、社会福祉法人、NPOなど多様な主体との連携を推進します。
- 複雑化・複合化した課題を抱える世帯に対して、コミュニティソーシャルワーカー、あんしんケアセンター、障害者基幹相談支援センターとの連携により、適切に支援を実施する体制の強化を図ります。
- 把握した地域資源を必要な高齢者へ効果的にマッチングし、生活支援サービスの提供に繋げるほか、住民主体の地域活動等への支援を強化するため、生活支援コーディネーターの体制の充実を図ります。

【主な取組事業】 基本方針Ⅲ (4) 地域の担い手による支え合い活動の支援

	事業名 [担当課]	取組内容				
		指標項目	単位	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
1	重層的・包括的支援体制の構築（参加支援事業・地域づくり支援事業） 【新規】 [地域福祉課]	分野や世代を超えて交流できる場や居場所の確保等により、支援が必要になっても地域で支え合いながら暮らせる環境を整備するため、本市に適した社会参加及び地域づくりに向けた支援体制のあり方等の検討を進め、相談支援と一体的に実施することで、重層的・包括的支援体制を構築します。				

【主な取組事業】 基本方針Ⅲ (4) 地域の担い手による支え合い活動の支援

	事業名 [担当課]	取組内容				
		指標項目	単位	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
2	生活支援体制整備の 充実 【再掲】 [地域包括ケア推進課]	高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと安心して生活できるよう、関係機関と連携し、地域資源の収集・創出、マッチング等を行う生活支援コーディネーターの活動を強化します。				
3	コミュニティソーシャル ワーク機能の強化 [地域福祉課]	社会福祉協議会各区事務所に配置されているコミュニティソーシャルワーカーが、複合的・分野横断的な生活課題を抱える要支援者に対する個別支援及び支え合い活動等の地域の取組みの立ち上げの支援をより一層推進できるよう支援するとともに、本市の福祉まるごとサポートセンターとの連携を密にし、地域生活課題を包括的に受け止める相談支援体制を構築します。				
4	地域支え合い型 訪問支援・通所支援 [高齢福祉課]	買い物、調理等の生活支援サービスや、体操教室・サロン等を通じた日中の居場所づくりを行う町内自治会やNPO法人等への助成を行います。				
		登録団体数	団体	訪7、通10	訪8、通12	訪9、通14
5	高齢者等ごみ出し支援 [高齢福祉課]	ごみ出しが困難な一人暮らし高齢者等の世帯に対して、協力員によるごみ出し支援を行う団体への助成を行います。				
		登録団体数	団体	48	52	56
6	家族介護者支援 【再掲】 [高齢福祉課]	在宅で高齢者を介護する家族が、日常介護で特に困難と感じている介護技術の習得を支援するため、訪問レッスンや家族介護者研修を実施するとともに「家族介護者支援センター」において家族介護者の相談に対応し、家族介護者の身体的、精神的負担の軽減を図ります。また、関係機関と連携して課題の解決に取り組みます。				
		延べ研修参加者数	人	90	95	100
		訪問レッスン実施 件数	件	85	90	95
7	高齢者見守りネット ワークの構築 [高齢福祉課]	地域における見守り活動を実施するための活動拠点整備に係る初期費用を助成することにより、地域見守り活動の促進を図ります。				
		初期費用交付活動 団体数	団体	2	3	3
8	緊急通報システムの 活用 [高齢福祉課]	一人暮らし高齢者などの居宅に電話回線を利用した緊急通報装置を設置し、安否確認や緊急時の対応を行います。				
9	孤独死防止通報制度 [地域福祉課]	連絡会議の開催や事業者向け携行用カードの配布により、ライフライン事業者や配達事業者等の協力事業者に対して制度の周知を徹底し、孤独死防止に努めます。				
		連絡会議開催回数	回	1	1	1

【主な取組事業】 基本方針Ⅲ (4) 地域の担い手による支え合い活動の支援

	事業名 [担当課]	取組内容				
		指標項目	単位	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
10	高齢者の移動支援 [高齢福祉課]	階段昇降支援事業及び福祉有償運送事業においては引き続き補助金を交付し新規事業者の募集を図ります。 また、交通部局や社会福祉協議会等と連携し、高齢者の日常の買い物や通院などの支援に関する施策を推進します。				
		階段昇降機補助交付団体数	件	6	6	6
		福祉有償運送事業補助金交付団体数	件	3	4	5
11	高齢者等を対象者としたペットによる生きがいづくり [高齢福祉課]	高齢者が生きがいをもち、安心してペットと生活できる環境をつくるため、一時飼育ボランティアへの高齢者の参加促進や、高齢者が将来ペットを飼育できなくなった場合に備えた支援をモデル的に実施します。				
12	地域運営委員会の設置促進 [市民自治推進課]	将来にわたり、住民同士の助け合い、支え合いによる地域運営が持続可能となる体制づくりを進めるため、概ね小・中学校区単位に地域で活動する様々な団体で構成される地域運営委員会の設置を促進します。				
		設置地区数	地区	—	22	—
13	社会福祉協議会地区部会活動への支援 [地域福祉課]	地域交流の促進、支え合いの仕組みづくり、担い手の拡大、健康づくりなど、地域福祉の推進に取り組む社会福祉協議会地区部会の活動を支援します。				
		各種地区部会活動の実施回数	回	ふれあい・いきいきサロン	ふれあい・いきいきサロン	ふれあい・いきいきサロン
				3,840回	3,900回	4,020回
				ふれあい・子育てサロン	ふれあい・子育てサロン	ふれあい・子育てサロン
				689回	702回	728回
ふれあい・散歩クラブ	ふれあい・散歩クラブ			ふれあい・散歩クラブ		
522回	540回	576回				
地区部会ボランティア	地区部会ボランティア	地区部会ボランティア				
講座120回	講座120回	講座120回				
14	ボランティア活動の促進 [地域福祉課]	ボランティア活動を促進させるために、千葉市ボランティアセンター及び各区ボランティアセンターが行う情報提供や講座の開催、施設の貸出し等のボランティア育成事業を支援します。				
		ボランティア新規登録者数	人	250	250	250

(5) 災害・感染症対策

【課題】

① 災害対策

- 令和元年房総半島台風等の経験から、災害時の長期停電等に伴う要配慮者への支援体制や、避難行動要支援者名簿を活用した安否確認の体制を構築する必要があります。
- 自助・共助による防災対策においては、市民の意識向上及び地域参加・協力が不可欠です。
- 災害時は、速やかに避難行動要支援者名簿等を活用して、高齢者や障害者等の要配慮者の安否確認や生活支援等を行う必要があります。
- 災害時に円滑に拠点的福祉避難所を開設し、要配慮者を受け入れるには、日頃から高齢者施設をはじめ、福祉関係者等との協力体制を構築しておくことが必要です。
- 介護保険事業所等においては、大規模災害時には、通常の運営を行うことが困難となることを想定し、定期的な訓練の実施や業務の優先度を定めておくことなどの準備が必要です。
- 停電や断水等が生じることで、介護保険事業所等の事業運営に大きな支障が出ることから、災害に強いハード整備や物資の備蓄などが必要です。

② 感染症対策

- 感染症に関する知識や感染防止策についての情報を日頃から周知することで、感染を防ぐ意識を醸成する必要があります。
- 感染症が流行した場合、症状のある方の感染の有無を速やかに判断し、周囲への感染拡大を防ぐ必要があります。
- 感染症が拡大した際に、利用者や従事者を感染から守るためのマスクや消毒液等の衛生物品が不足する事態に備えて必要な備蓄をしておくことや従事者が感染防止策を実施できるよう、日頃から情報を周知しておく必要があります。
- 感染症や災害が発生した場合であっても、介護保険事業所等が介護サービスを継続的に提供できるよう速やかに情報を収集し、必要な支援を行う必要があります。

【取組方針】

① 災害対策

- 今後30年間にM7クラスの地震に見舞われる確率は70%とされており、自助・共助による災害対策は必須となることから、高齢化を踏まえつつ、持続可能な住民主体の地域防災体制の強化に取り組みます。
- 避難行動要支援者名簿の充実を図るとともに、名簿の活用について周知していくことにより、地域による避難行動要支援者の支援体制の強化に取り組みます。
- 千葉市総合防災情報システムを活用した訓練を実施する等、平時において災害を想定した取組みを行います。
- 災害が発生した際には、気象庁が発表する警報・注意報等の災害等緊急情報や避難所開設情報等を、引き続き電子メールや電話・FAX等で配信するとともに、要配慮者の安否確認、避難所への移動支援、福祉避難所の開設・運営を速やかに行います。

- 災害時に円滑に拠点的福祉避難所を開設できるように、平時から拠点的福祉避難所等と開設訓練を行います。
- 介護保険事業所等に対し、防災訓練の実施、業務継続計画の策定などのほか、非常用自家発電設備等の整備を支援します。
- 災害発生後に、速やかに介護保険事業所等の状況を把握し、不足する物資等を提供することなどにより、業務運営を支援します。

② 感染症対策

- 日頃から、感染症の感染を防ぐための手洗い、マスクの着用その他の対策について、様々な手法により周知します。
- 感染症が流行している場合、感染防止を目的に外出や日常行動が過度に縮小することがないよう、正しい情報の周知に努めるとともに、健康状態の悪化や体力の低下が起こらないよう、動画配信による情報提供やオンラインによる相談事業などを検討・実施します。
- 感染症の発生やまん延等を防ぐため、介護保険事業所等が行う研修や訓練等に対し、必要な助言・指導を行います。
- 介護保険事業所等に必要な情報を速やかに提供するほか、従事者の手洗いや施設内の消毒、従事者・利用者などの健康状態チェックなど、ウイルスを持ち込ませない取り組みを継続して行うよう助言・指導を行います。
- 災害・感染症発生時における要配慮者支援において重要な福祉関係者及び高齢者施設等との連携協力をさらに推進するとともに、感染防止と業務継続が両立できるよう、現場での支援、物資の提供、その他サービス利用者に影響が出ないように支援します。

【主な取組事業】 基本方針Ⅲ (5) 災害・感染症対策

	事業名 [担当課]	取組内容			
		指標項目	単位	6年度 (2024)	7年度 (2025)
1	避難行動要支援者 個別避難計画作成促進 [防災対策課]	災害時における要支援者の支援体制構築を促進するため、要支援者の個別避難計画作成事業を実施します。			
		計画作成数	件	400	400
2	避難行動要支援者の 支援体制の強化 [防災対策課] [高齢福祉課]	災害時に、高齢者・要介護認定者・重度の障害者・難病患者等要支援者の安否確認や迅速な避難支援などに活用する名簿を作成し、町内自治会や自主防災組織等での活用を促進することにより、地域における避難支援等の体制構築を推進します。また、名簿にハザードマップ情報（土砂災害警戒区域等の該当有無）を追加することにより、支援体制の強化を図ります。			
		名簿提供率	%	38.0	39.5

【主な取組事業】 基本方針Ⅲ (5) 災害・感染症対策

	事業名 [担当課]	取組内容				
		指標項目	単位	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
3	福祉関係者・高齢者施設等との連携協力による拠点福祉避難所の開設運営 [高齢福祉課] [障害者自立支援課]	災害時に、ケアマネジャー等の福祉関係者及び高齢者施設の協力により、拠点福祉避難所を開設し、在宅または一般避難所での避難生活が困難な要配慮者を受け入れ、連携して支援に取り組みます。 平常時から備蓄物資を配備し、防災訓練を実施するとともに、災害時には防災部局と連携して必要物資を輸送します。				
4	高齢・介護施設等への非常用自家発電設備等の整備 [介護保険事業課]	高齢・介護施設等において大規模かつ長期にわたって停電などが発生した場合、利用者の生命や健康が脅かされることとなるため、各施設等が行う非常用自家発電設備等の整備を支援します。				
5	自主防災組織の結成育成 [防災対策課]	地域住民の助け合い（共助）による自主防災組織の結成及び活動助成等を行うとともに、防災アドバイザーを派遣し、平常時の防災活動を支援することにより、活発な活動を進めます。				
		新規結成数	組織	7	7	7
6	避難所運営委員会の設立育成 [防災対策課]	災害時に避難所の迅速な開設及び円滑な運営を行うため、地域の町内自治会等が主体（共助）となる避難所運営委員会の設立を促進するとともに、活動に要する経費を助成し運営体制の構築を図ります。				
		活動支援団体数	団体	190	195	200
7	防災知識の普及啓発 [防災対策課]	出前講座や広報紙による防災情報の発信や、防災ライセンス講座、防災ライセンススキルアップ講座及び防災リーダー研修会の開催により、防災知識の普及・啓発に努めます。				
		防災ライセンス講座及びスキルアップ講座受講者数	人	200	200	200
8	災害等緊急情報の配信 [防災対策課]	気象庁が発表する警報・注意報等や、市の避難所開設情報等について携帯電話やスマートフォン、パソコンに電子メールで配信し、災害に対する注意喚起を実施するとともに、高齢者等の電子メールを受信できる機器を所有していない方には、各家庭の固定電話またはFAXに災害情報を配信します。				
		電話・FAX配信サービス登録者数	人	380	390	400
9	介護サービス事業所に対する感染防止のための支援 [介護保険事業課]	感染症発生に備えて平常時から、マスクや消毒液の衛生用品等の備蓄を促すとともに、感染防止のために必要となる情報の提供等感染拡大防止対策の支援を行います。				

【基本方針Ⅳ】

認知症の人や家族が希望をもって地域の中で暮らし続けられる社会を目指して

認知症施策推進計画の策定にあたって

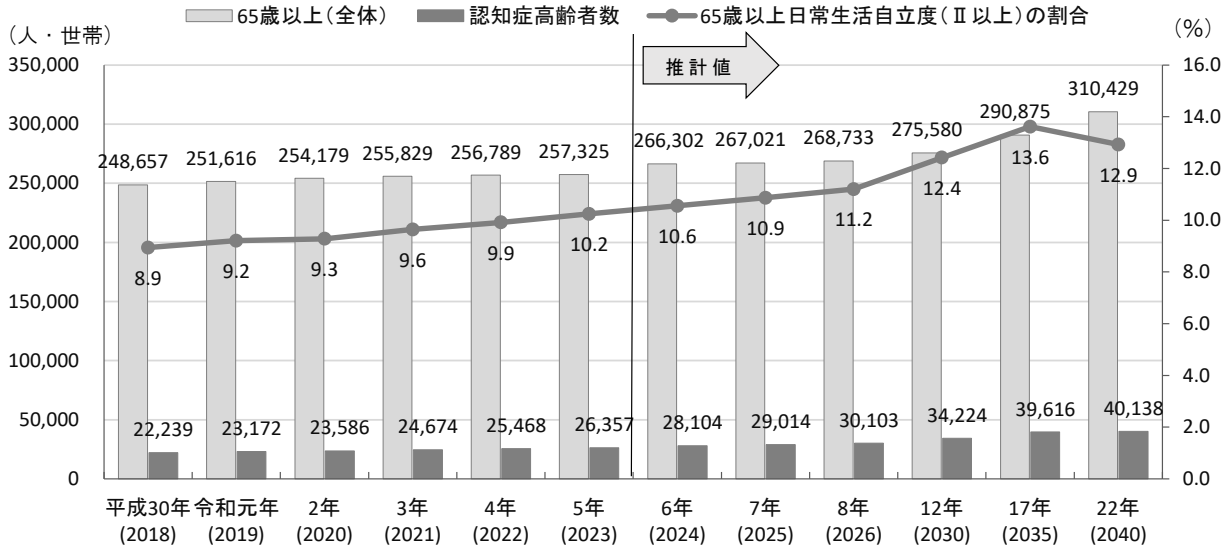
本市において、令和5（2023）年で認知症の人は約2万6千人となり、65歳以上高齢者の約10人に1人が認知症の人となっており、また団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年には認知症の人は約2万9千人となります。さらに、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年には認知症の人は約4万人、65歳以上の約8人に1人が認知症になると見込まれています。

このように、認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。こうした中で、認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる社会を構築する必要があります。

また、令和5（2023）年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的に、市町村の実情に即した「認知症施策推進計画」を策定することが求められています。

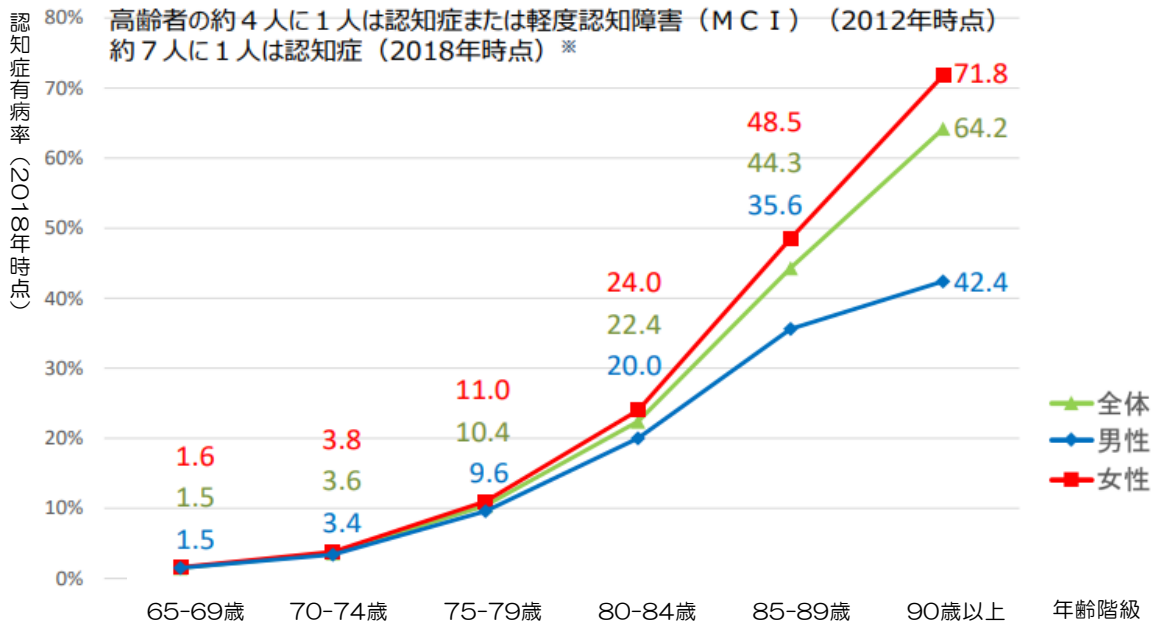
本市では、認知症施策推進計画を千葉市高齢者保健福祉推進計画（第9期介護保険事業計画）と一体的に策定します。この計画に基づき、認知症の人や家族が希望をもって暮らし続けられるよう、認知症への社会の理解を深め、認知症の人も社会の一員として活躍ができる共生社会を目指すとともに、認知症が進行しても、認知症の人が意思決定支援を適切に受けられ、その意向が十分に尊重された保健・医療・福祉サービスが切れ目なく受けられる体制を整備します。また、認知症の人の家族が必要な支援を受けることにより、介護者の負担軽減を図ります。

【認知症高齢者数の推移（再掲）】



- 注1：令和5（2023）年までの65歳以上人口は、千葉市住民基本台帳に基づく9月末現在の実績数値。令和6（2024）年度以降の65歳以上人口は、「令和4年（2022年）3月推計（千葉市作成）」
- 注2：認知症日常生活自立度Ⅱとは、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる状態をいう。
- 注3：認知症日常生活自立度Ⅱ以上の判定は、介護認定審査会における主治医意見書によるもの。
- 注4：令和6（2024）年以降の認知症高齢者数は、各年の高齢者人口（65歳以上人口）に、直近3年の実績から求めた出現率を乗する方法で推計した。
- 注5：この推移と推計には、要介護認定申請を行っていない認知症高齢者は含まれない。

【一万人コホート年齢階級別の認知症有病率】



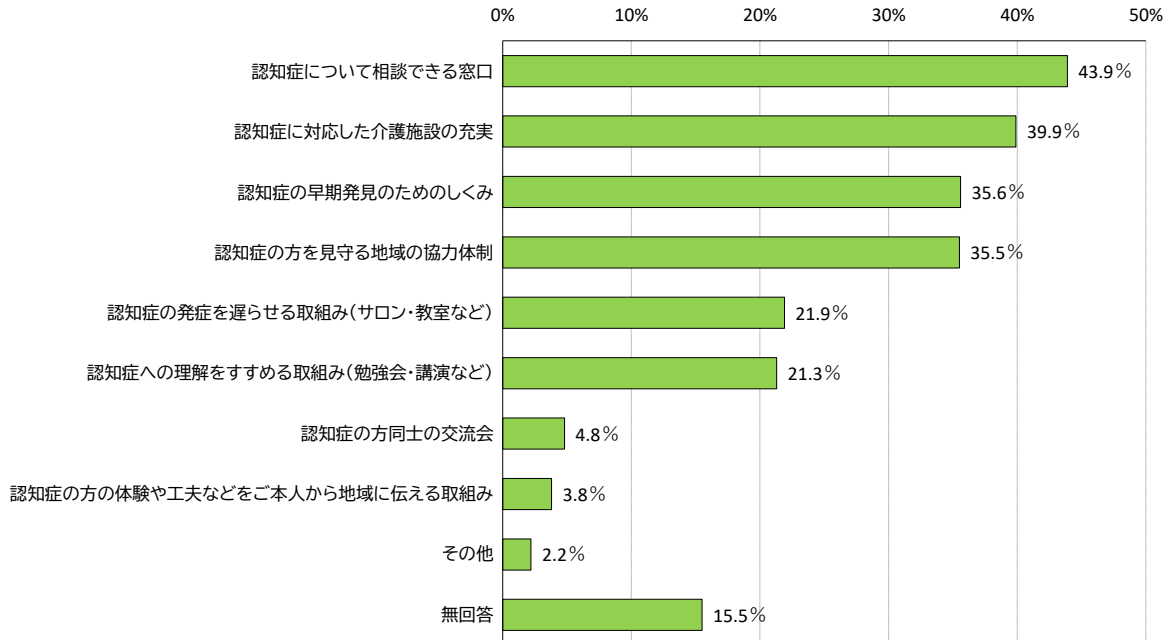
出典：厚生労働省資料

※2012年時点の推計は厚生労働科学研究費補助金 認知症対策総合研究事業「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」平成24年度総合研究報告書による。
2018年時点の推計は日本医療研究開発機構 認知症研究開発事業「健康長寿社会の実現を目指した大規模認知症コホート研究（研究代表者二宮教授）」において開始時に悉皆調査を行った福岡県久山町、石川県中島町、愛媛県中山町のデータ解析の当初の結果である。

【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（その1）】

○認知症の人が住み慣れた地域で生活するために必要な取組みは、どれだと考えますか（3つまで選択）

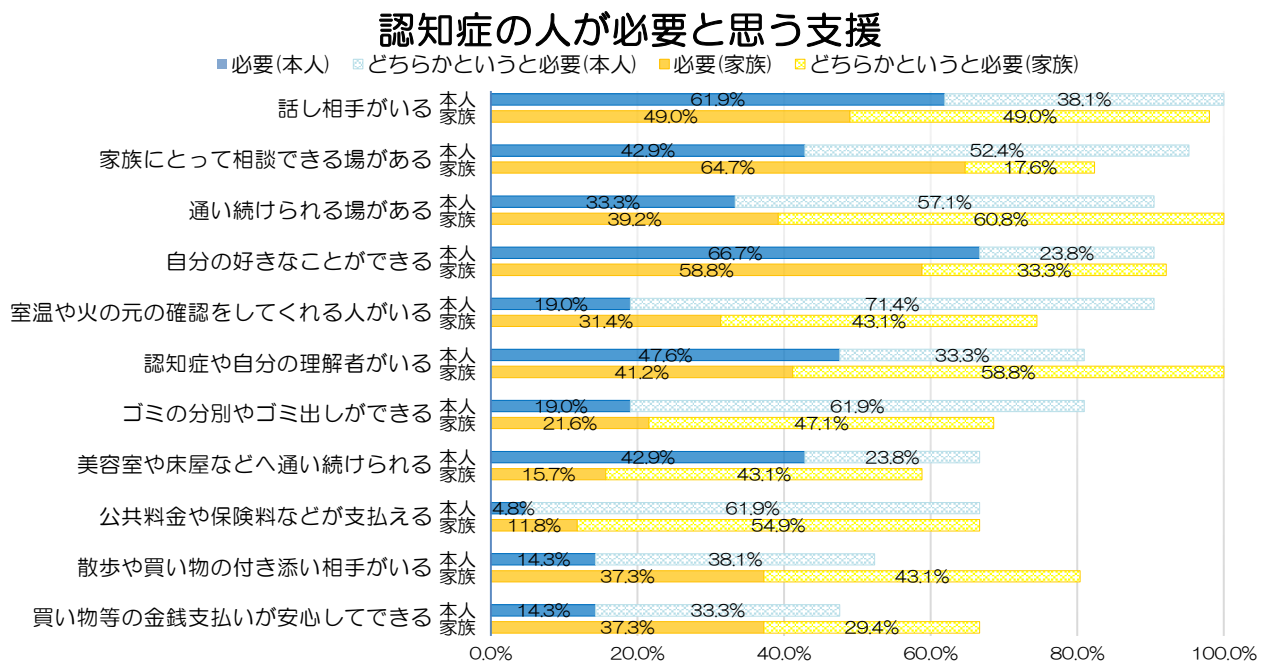
認知症の人が住み慣れた地域で生活するために必要な取組みについて、「認知症について相談できる窓口」が43.9%と最も高く、次いで「認知症に対応した介護施設の充実」が39.9%、「認知症の早期発見のためのしくみ」が35.6%となっています。



【認知症地域支援推進員による認知症本人・家族へのニーズ調査】

○認知症の人に必要とされる支援 ※複数回答可

実施期間	令和5年9月～12月
調査方法	個別の聞き取り調査
回答数	72名（内訳：認知症本人21名 家族51名）



(1) 認知症への理解の促進

【課題】

- 高齢化の進展に伴い、認知症高齢者が今後も増加することが見込まれる中、認知症高齢者自身が地域で希望をもって暮らし続けられる地域共生社会を目指すため、認知症への社会の理解をより一層深める必要があります。
- 千葉県認知症ナビや認知症ケアパス等の活用を通じ、あんしんケアセンターや認知症相談コールセンター、また認知症疾患医療センター等の認知症の相談窓口の周知をさらに推進する必要があります。

【新型コロナウイルス感染症の影響】

- 認知症サポーター養成の推進は、開催計画自体を取りやめたり、計画したものの新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて中止とした講座もあり、受講者数が減少しました。
- 認知症啓発イベントは、一部の実施内容を中止、縮小はあるものの、定期的に行うことができました。

【取組方針】

- 認知症の人を地域で見守り支える社会の構築に向け、小売店や金融機関等の高齢者の生活に関わる機会が多い企業や子ども、学生に向けた認知症サポーター養成講座を開催します。
- 認知症啓発イベント等を通して認知症への理解を促進するとともに、認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望をもって暮らすことができる姿を積極的に発信します。
- あんしんケアセンター等の相談窓口の周知をさらに推進します。
- 若年性認知症に対する社会の理解を広めます。また、企業等に対して若年性認知症の啓発及び相談先等の情報提供を行います。

【主な取組事業】 基本方針Ⅳ (1) 認知症への理解の促進

	事業名 [担当課]	取組内容				
		指標項目	単位	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
1	認知症サポーター養成 の推進 [地域包括ケア推進課]	認知症に関する正しい知識を持って、地域や職場で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を引き続き実施します。また、認知症になっても安心して暮らし続けられるまちづくりを目指し、認知症の人と地域で関わるということが想定される小売業・金融機関・公共交通機関等の企業の方や、子ども・学生を対象とした認知症サポーターの養成を推進します。				
		認知症サポーター 延べ養成者数	人	105,000	113,000	121,000
2	認知症への理解の促進 に向けた普及啓発 [地域包括ケア推進課]	世界アルツハイマーデー及び世界アルツハイマー月間の機会を捉えて、認知症啓発イベントやライトアップの実施を通じ、認知症の普及啓発を推進します。				

【主な取組事業】 基本方針Ⅳ (1) 認知症への理解の促進

	事業名 [担当課]	取組内容			
		指標項目	単位	6年度 (2024)	7年度 (2025)
3	認知症の相談窓口の 周知 [地域包括ケア推進課]	地域の高齢者等の保健医療・介護等に関する総合相談窓口であるあんしんケアセンターや認知症疾患医療センター等の相談窓口の情報について、千葉市認知症ナビや認知症ケアパス等を活用し、引き続き周知します。			
4	認知症本人の発信支援 [地域包括ケア推進課]	認知症への理解を広めるため、認知症の本人が自身の思いや希望を自らの言葉で発信する場を推進します。			
		講演会や会議等における本人発信の機会	回	6	6
5	若年性認知症への 理解の促進 [地域包括ケア推進課]	若年性認知症に関する社会への理解を広めるとともに、若年性認知症の人が早期に必要な支援が受けられるよう、企業や相談機関等に対して若年性認知症の啓発及び相談先等の情報提供を行います。			

(2) 認知症予防に向けた活動の推進

【課題】

- 多くの高齢者が自分自身の健康に関心を持ち、通いの場や講演会等に参加するとともに、自主的かつ継続して認知症予防に取り組んでいただけるよう、継続して啓発を行う必要があります。
- 通いの場等において、医療福祉の専門職が連携し、認知症の早期発見、早期対応、重度化予防に繋げる体制を構築する必要があります。

【新型コロナウイルス感染症の影響】

- 一部の認知症カフェが休止となることにより、認知症の人や家族の外出の機会が減少する状況がみられました。また、認知症カフェの新設を当面見合わせる事例もありました。

【取組方針】

- 「もの忘れチェック事業」を着実に実施し、認知症の早期発見・早期対応に繋げる取組みを推進します。
- 通いの場等の周知を強化し、参加率の向上を図ります。また、通いの場等において、医療福祉専門職が連携し、認知症の早期発見、早期対応、重度化予防に繋げる体制の構築を検討します。

【主な取組事業】 基本方針Ⅳ (2) 認知症予防に向けた活動の推進

	事業名 [担当課]	取組内容			
		指標項目	単位	6年度 (2024)	7年度 (2025)
1	もの忘れチェック事業 の実施【新規】 [地域包括ケア推進課]	特定健診・健康診査の受診者のうち認知機能の低下が疑われる65歳から89歳の方を対象に実施する「もの忘れチェック事業」の実施により、認知症の早期発見・早期対応に繋がります。			
		もの忘れチェック 実施人数	人	2,200	2,350
2	認知症地域支援推進員 等の活動の推進 [地域包括ケア推進課]	認知症地域支援推進員を中心に、地域において高齢者が身近に通える場を拡充するとともに、もの忘れチェック事業の利用を通じて相談のあった人に対し、通いの場等の情報提供や各種支援につなげます。			
		認知症カフェ数	か所	53	59

(3) 医療・ケア・介護サービス体制の向上

【課題】

- 認知症の早期診断、また診断後の認知症の人やその家族へ支援に向け、地域のかかりつけ医や認知症サポート医、初期集中支援チーム、あんしんケアセンター等、医療と福祉の連携を強化し、切れ目なく保健・医療・福祉サービスが受けられる体制を整備することが必要です。
- 認知症の人や家族が、日中の居場所や交流の場として、認知症カフェを気軽に利用することができるように、認知症カフェの設置及び運営を促進する必要があります。

【新型コロナウイルス感染症の影響】

- 認知症初期集中支援チームによる支援において、訪問対象者からの新型コロナウイルス感染症に感染することへの不安の訴えにより、訪問が制限される事例もありましたが、電話により本人・家族から状況確認するなどの対応に努めました。
- 専門職等の研修は、オンライン開催に切り替えて実施しました。

【取組方針】

- 認知症の人や家族が地域の身近な場所の認知症カフェを気軽に利用することができるように、引き続き認知症カフェの設置を促進します。
- 認知症初期集中支援チームとあんしんケアセンター等との連携により、早期発見・早期対応に向けた支援を推進します。
- 認知症疾患医療センターと地域のかかりつけ医や認知症サポート医、あんしんケアセンターとの連携強化を図ります。
- 認知症の人や家族が認知症に関する知識を習得し、また介護者同士の相談・交流が図れる場を設けることにより、介護者の負担の軽減を図ります。
- 認知症の人が意思決定支援を適切に受けられ、その意向を十分に尊重し、尊厳を保持しつつ、切れ目なく保健・医療・福祉サービスが受けられる体制を整備します。

【主な取組事業】 基本方針Ⅳ (3) 医療・ケア・介護サービス体制の向上

	事業名 [担当課]	取組内容				
		指標項目	単位	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
1	認知症カフェの 設置促進 [地域包括ケア推進課]	認知症の人とその家族並びに地域住民、専門職等の誰もが気軽に安心して立ち寄ることができる集いの場を地域を増やすことで相互交流を促し、認知症の人本人の重度化防止、家族の負担軽減及び認知症についての知識の普及促進を図るとともに、認知症の人と家族を地域で支える体制を推進します。				
		認知症カフェ数	か所	53	59	65
2	認知症初期集中支援 チームの活用と連携 [地域包括ケア推進課]	認知症初期集中支援チームの効果的な活動及び対応力向上に資するよう、あんしんケアセンター及び認知症疾患医療センター、地域の医療福祉関係機関との連携を強化するとともに、チーム同士の情報交換を行います。				
3	認知症疾患医療セン ターを中心とした関係 機関の連携による早期 支援の推進 [地域包括ケア推進課]	認知症疾患医療センターを中心に、かかりつけ医やあんしんケアセンター等の関係機関の連携により、地域の介護・医療資源等を有効に活用したネットワークづくりを推進し、認知症の早期診断・早期支援の体制を強化します。				
		認知症疾患医療 連携協議会開催数	回	2	2	2
4	認知症対応力向上研修 の実施 [在宅医療・介護連携支援 センター]	早期診断・治療に繋がるよう市医師会など関係機関と連携し、かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護師のほか、病院や診療所、介護サービス事業所に従事する医療従事者向けの認知症対応力向上研修を実施し、本人・家族のフォローや多職種連携など、支援体制を強化します。				
		認知症ケアに関する 算定件数(令和5 年を100とする)	件	100.2	100.5	101.1
5	認知症サポート医の 養成 [在宅医療・介護連携支援 センター]	認知症に関する専門的な知識と技術を有し、かかりつけ医への助言を行うとともに、専門医療機関やあんしんケアセンターなどとの連携を図る「認知症サポート医」を養成します。				
		認知症ケアに関する 算定件数(令和5 年を100とする)	件	100.2	100.5	101.1
6	認知症介護実践者等の 養成 [地域包括ケア推進課]	認知症介護に従事する職員の資質の向上や指導者養成を目的とした研修会を開催し、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図ります。				
		研修受講者数	人	400	400	400
7	認知症介護講習会・ 交流会の実施 [地域包括ケア推進課]	認知症の人の介護者などを対象に研修を開催し、認知症に係る知識を習得するとともに、介護者同士の相談・交流を図ります。				
		講習会・交流会 参加者延べ人数	人	300	300	300
8	ちば認知症相談コール センターの運営 [地域包括ケア推進課]	認知症の人の介護経験を持つ相談員が、親身に相談を受ける電話相談や面接相談（予約制）を県と共同で運営します。				

（４）認知症バリアフリーの推進と認知症の人の社会参加支援

【課題】

- どこシル伝言板を広く周知し、地域における見守り体制を強化する必要があります。
- 認知症の人や家族が安心して外出ができるための仕組みを検討する必要があります。
- 認知症サポーターが地域で活躍できるよう、チームオレンジの構築を推進する必要があります。
- 若年性認知症の人の活躍や社会参加を推進するため、企業への啓発や地域での居場所づくりとともに、家族支援の仕組みを整備する必要があります。

【新型コロナウイルス感染症の影響】

- 講座等の実施にあたっては、参加者への手指の消毒、検温等を徹底し、またソーシャルディスタンスに留意しつつ実施しました。
- 見守り声掛け訓練については、地域において開催を見合わせるケースが多くみられました。

【取組方針】

- どこシル伝言板のさらなる普及を図り、地域における見守り体制を強化するとともに、認知症の人や家族が安心して外出ができるよう、新たな仕組みづくりを進めます。
- 認知症サポーターステップアップ講座を継続的に実施し、ボランティア活動を希望するサポーターを養成するとともに、チームオレンジの構築を促進します。
- 若年性認知症の人が、発症初期の段階から、その症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ、認知機能が低下してもできることを可能な限り続けながら、適切な支援が受けられるように、企業やハローワーク等と連携し、若年性認知症の啓発、就労支援、居場所づくり、寄り添える人材の育成を推進するとともに、家族支援の仕組みを構築します。

【主な取組事業】

基本方針Ⅳ （４）認知症バリアフリーの推進と認知症の人の社会参加支援

	事業名 [担当課]	取組内容				
		指標項目	単位	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
1	認知症の人同士の 交流の推進 [地域包括ケア推進課]	「本人ミーティング」の取組みを推進するとともに、支えられる側としてだけでなく、支える側としての役割と生きがいをもって生活ができるよう、地域活動等に参画する取組みを推進します。				
		本人ミーティング 開催回数	回	12	12	12

【主な取組事業】

基本方針Ⅳ (4) 認知症バリアフリーの推進と認知症の人の社会参加支援

	事業名 [担当課]	取組内容				
		指標項目	単位	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
2	認知症サポーターの 活動促進 [地域包括ケア推進課]	認知症サポーターを対象にステップアップ講座を開催し、地域で認知症の人や家族を支えるボランティア活動を行うサポーターを養成します。 また、ステップアップ講座を受講した認知症サポーターを認知症の人やその家族の具体的な支援ニーズにつなげる仕組み（チームオレンジ）を構築します。				
		チームオレンジ数	チーム	7	9	11
3	認知症の人の地域での 見守りと安心した外出 支援の充実 [地域包括ケア推進課]	市内警察署や関係機関によるSOSネットワークの取組みや見守り声掛け訓練の実施を推進するとともに、どこシル伝言板の活用や、利用可能な制度・サービスに係る情報提供等の外出支援の取組みを充実させます。				
		どこシル伝言板 新規利用者数	人	90	100	110
4	若年性認知症の人や 家族への支援の推進 [地域包括ケア推進課]	企業に対する若年性認知症の啓発や企業やハローワーク等と連携した就労支援の取組みを推進します。 認知症疾患医療センターやかかりつけ医、医療機関やあんしんケアセンター、認知症地域支援推進員等が連携し、若年性認知症の相談支援体制を整備します。 若年性認知症の人や家族が集える機会の充実を図るとともに、寄り添い支える人材の育成、家族支援の仕組みづくりに努めます。				

(5) 権利擁護体制の充実

【課題】

- 高齢化の進展による認知症高齢者の増加により、権利擁護支援が必要な方も増加することが見込まれるため、中核機関としての成年後見支援センターの体制を整備し、権利擁護の相談窓口であるあんしんケアセンターとの連携強化を図る必要があります。
- 成年後見支援センターと医療・保健・介護等の関係機関及び成年後見人等がチームとなって、権利擁護支援が必要な人の意思を尊重しながら、協力して日常的に本人を見守り、必要な支援を行っていく必要があります。
- 権利擁護支援の必要な方を早い段階で発見し、適切に必要な支援に繋がれるよう、地域連携ネットワークによる支援体制を引き続き推進する必要があります。
- 成年後見人等や関係機関との連携による支援において、成年被後見人等の意思決定支援が適切に行われる必要があります。
- 高齢者虐待の防止や早期発見に向け、市民の知識や理解を深める必要があります。
- 地域における高齢者虐待の早期発見、早期対応に向け、保健福祉センター、あんしんケアセンター、警察、民生委員等の地域の関係機関の連携を強化する必要があります。
- 権利擁護支援に係る各制度について市民や関係機関等のさらなる理解を促進するため、制度周知を強化する必要があります。

【新型コロナウイルス感染症の影響】

- 新型コロナウイルス感染症による大きな影響はありませんでしたが、各種会議は感染症対策を徹底し、利用者等への対面訪問については、ソーシャルディスタンスを確保するほか、電話やメール等の非接触対応に代えて実施しました。

【取組方針】

- 認知症などで、判断能力が十分でない状態になっても尊厳ある暮らしが継続できるよう、成年後見支援センターの体制を整備するとともに、権利擁護の相談窓口であるあんしんケアセンターとの連携を強化して、成年後見の利用促進を図ります。
- 権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、適切な支援に繋がれるよう、司法、医療・福祉、地域の関係機関等との地域連携ネットワークを構築するため、情報や課題の共有と、成年後見制度の効果的な活用等に向けた協議を行います。
- 成年後見制度の利用が困難な高齢者を適切に支援するため、市長による申立て、成年後見人への報酬の助成を行います。
- 後見人等と関係者がチームとして連携し、本人の状況を継続的に把握するとともに、適切に対応できるよう、成年後見支援センターが支援します。
- 高齢者虐待に関する市民の知識や理解を深めるとともに、高齢者虐待対応窓口の周知徹底を図ります。
- 緊急を要する高齢者虐待の発生時には、必要に応じて警察等と連携し対応するほか、被虐待者を保護する施設の居室を確保します。
- 介護施設等における高齢者虐待を防止するため、研修により施設職員の資質向上を図るとともに、施設等に対し、身体拘束の排除及び虐待防止に関する指導・監督を強化します。
- 権利擁護に関する相談を担当する職員の対応力向上を図り、相談支援体制の強化を図ります。

【主な取組事業】 基本方針Ⅳ (5) 権利擁護体制の充実

	事業名 [担当課]	取組内容				
		指標項目	単位	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
1	成年後見制度の 利用促進 [地域包括ケア推進課]	中核機関である成年後見支援センターを中心として、制度の普及・啓発や相談、申立てに係る支援を行うとともに、司法の専門職や行政を含む関係機関、地域関係所等との地域連携ネットワークにより権利擁護支援を推進します。 また、身寄りのない方など制度利用が困難な高齢者を適切に支援するため、必要に応じて市長による後見等開始の申立てを行うほか、成年後見人等への報酬に対する助成を行います。				
		地域連携ネットワーク協議会開催回数	回	4	4	4

【主な取組事業】 基本方針Ⅳ (5) 権利擁護体制の充実

	事業名 [担当課]	取組内容				
		指標項目	単位	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
2	高齢者虐待の予防と 早期発見・適切な対応 [地域包括ケア推進課]	<p>高齢者虐待防止のパンフレットによる啓発と相談窓口の周知を行うとともに、早期発見・早期対応に向けて関係機関との連携強化を図ります。</p> <p>個別ケース会議や介護施設職員向け研修会等を開催し、関係職員の対応力向上を図るとともに、関係者間で対応方針を共有して対応するなど、相談支援体制の強化を図ります。</p> <p>重篤かつ緊急な虐待発生時には、警察等と連携し対応するほか、被虐待者と虐待者を分離する場合の緊急受け入れ先である施設の居室を確保します。</p>				
		高齢者虐待防止連絡会開催数	回	1	1	1
3	消費者被害の 防止と対応 [地域包括ケア推進課]	<p>高齢者や認知症等により判断能力が低下した方の消費者被害を未然に防ぐため、あんしんケアセンターと消費生活センター等が連携して、啓発に取り組むとともに、被害に適切に対応するため、関係機関等の連携による相談支援体制を整備します。</p>				
4	日常生活自立支援事業 及び法人後見事業への 支援 [地域福祉課]	<p>高齢や障害等により判断能力が十分でなく、日常生活に不安がある方々でも、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、介護・福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理をサポートする、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業を支援します。</p> <p>また、社会福祉協議会が法人として成年後見人等を受任し、市民との協働により日常生活に支障が生じている方をサポートする法人後見事業を支援します。</p>				
		日常生活自立支援事業利用者数	人	360	360	360

【基本方針Ⅴ】

必要なサービスが必要なときに高齢者や家族に届く安心なサービス提供体制を目指して

(1) 介護保険施設等の計画的な整備

【課題】

○待機者の解消に向けた取組み

介護保険施設の一つである特別養護老人ホームは、これまで計画に基づき整備を進めたことで、待機者数は前回計画策定時と比較して減少しています。しかしながら、いまだ一定程度の待機者がいることから、介護人材の確保状況も勘案しながら、待機者の解消に向けて引き続き計画的に整備を行う必要があります。

○特別養護老人ホームの整備手法の検討

介護人材の確保が困難になっていることや既存施設の経営の安定化を図るため、既存施設からの増床を優先します。また、新規整備については、利用者及び法人のニーズを踏まえつつ、ユニットの定員を15人まで可とする、プライバシーに配慮した多床室の整備(定員の半分まで)を可能とするなど、柔軟な整備手法を検討します。さらに、整備区の偏在があることから、適地がある場合は公有地等を活用した公募を行っていきます。

○介護専用型有料老人ホームの整備方針の検討

令和4(2022)年12月に入居者の内訳を調査した結果、当市被保険者の入居率が57.3%、市外被保険者の入居率が42.7%と、市外からの入居者が多くを占めていることがわかりました。

介護人材を市民向けサービスに充てられるように、「地域密着型」に限定した募集としつつ、介護人材の確保状況を勘案しながら利用者ニーズの動向を踏まえ、整備を進める必要があります。

○介護医療院及び介護老人保健施設の役割・機能についての検討

医療の必要な要介護高齢者の長期療養・生活施設として重要な機能を有している介護医療院は、利用者のニーズを踏まえて計画的に整備する必要があります。

一方、施設入所から在宅生活への移行に向けて重要な機能を有している介護老人保健施設は、現在の状況を踏まえ、今後の在り方について検討を行っていく必要があります。

【取組方針】

- 待機者解消に向けて、特別養護老人ホームその他施設整備を計画的に進めます。
 - 特別養護老人ホームの整備に当たっては、整備手法の多様化などに取り組みます。
 - 介護医療院の整備については、在宅復帰のための支援を行う介護老人保健施設に医療的ケアが必要な長期入所者が一定程度いることから、介護医療院への転換など、施設機能が活かせ、利用者ニーズに適合した計画的な施設整備を進めます。
 - 将来に向けて介護サービスが安定的に提供できるよう、利用者数の増加に備え、高齢者施設について計画的に整備を行います。
- また、サービス提供における地域の拠点として、介護サービスのほか、地域を支えるという視点で、地域貢献等の取組みを支援していきます。

【主な取組事業】 基本方針Ⅴ (1) 介護保険施設等の計画的な整備

	事業名 [担当課]	取組内容				
		指標項目	単位	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
1	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備 [介護保険事業課]	待機者は前回計画策定時と比較して減少していますが、いまだ一定程度いることから、計画的な整備を継続します。 整備法人の公募に当たっては、直近の社会経済情勢を踏まえ、募集期間、募集定員、増床整備・新設整備などについて柔軟な手法をとることにより、応募しやすい条件を検討していきます。				
		整備量（募集量）	人	220	140	220
2	介護専用型有料老人ホームの整備 [介護保険事業課]	市外からの入居者が多くを占めていることから、整備法人の公募を行う際には、地域密着型に限定するなど、ニーズの動向を踏まえて実施します。				
		整備量（募集量）	人	58	58	58
3	認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の整備 [介護保険事業課]	待機者が解消されていないことを踏まえ、認知症高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、計画的に整備します。				
		整備量（募集量）	人	27	27	27
4	介護医療院の整備 [介護保険事業課]	介護老人保健施設において、医療的ケアが必要な長期入所者が一定程度いるため、同施設からの転換を優先するとともに、利用者のニーズ等を踏まえ、増床など柔軟な整備手法の導入を検討します。				
		整備量（募集量）	人	120	100	100

(2) 在宅支援サービスの提供体制の整備

【課題】

- 地域包括ケアシステムの重要な要素である在宅生活者向けサービスは、今後もニーズが増加することから、そのサービス提供体制を整備する必要がありますが、ほかの事業所との統廃合や休止・廃止したりするケースもあることから、社会経済情勢を踏まえた対応が必要です。
- 今後も、単身又は夫婦のみの高齢者世帯及び中・重度者や認知症の人の増加が見込まれることや働きながら要介護者等を在宅で介護することは家族の負担が大きいこと等を踏まえ、住み慣れた地域で安定した暮らしを続けるためには、在宅支援サービスがそれぞれの地域で提供されるよう地域バランスを考慮した整備がより一層求められます。

【取組方針】

- 住み慣れた地域で安定した生活を営むことができるよう、地域バランスにも配慮し、在宅支援サービスの提供体制を整備します。その際、サービスの概要について情報発信するとともに、地域ごとのニーズ把握に努めます。

【主な取組事業】 基本方針V (2) 在宅支援サービスの提供体制の整備

	事業名 [担当課]	取組内容				
		指標項目	単位	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
1	地域密着型サービス 事業所の整備 [介護保険事業課]	地域包括ケアシステムを構築する上で重要なサービスの一つとして地域密着型サービス事業所の計画的な整備を行います。				
		①小規模多機能型居宅介護 (看護小規模多機能型居宅介護を含む) あんしんケアセンター圏域に1か所以上、整備することを目指します。				
		②定期巡回・随時対応型訪問介護看護 各区に複数の事業所を整備することを目指します。				
		①整備量(募集数)	か所	1	1	1
		②整備量(募集数)	か所	1	1	1

(3) その他の高齢者向け住まいの確保支援

【課題】

- 養護老人ホーム・軽費老人ホームの修繕事業を平成30（2018）年から開始し、これまで5施設に対して実施してきましたが、ほかの老朽化施設や今後老朽化が見込まれるほかの施設に対しても建物の保全により、長期に利用できるようにするため、引き続き計画的に支援を行う必要があります。
- 平成25（2013）年から平成30（2018）年にかけて、バリアフリー化率は38.8%から39.1%とわずか0.3ポイントしか増加していません。（総務省：平成30年住宅・土地統計調査結果より）
- 築年数が経過した団地では高齢化が顕著である中、集合住宅の構造上の問題として、エレベーターが設置されていないことによる階段での昇降等、生活上の課題があります。
- 民間賃貸住宅では、高齢であることを理由に高齢者が入居を拒まれたり、継続して住むことを拒否されたりすることが一部にみられます。

【新型コロナウイルス感染症の影響】

- 高齢者住宅改修費支援サービスにおける訪問調査を書面審査に変更したり、サービス付き高齢者向け住宅への立入検査のスケジュールを後ろ倒ししたりしました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による解雇等で住宅に困窮した方からの相談に対応するため、情報提供コーナーの窓口開設時間を従来の4時間から8時間に延長しました。

【取組方針】

- 今後さらに高齢化が進展することから、生活困窮や社会的に孤立するなど、多様な課題を抱える高齢者の増加が予想されるため、身体機能の低下、経済的な事情や家庭環境上の理由などにより、在宅での生活が困難な高齢者が入所できる養護老人ホームや軽費老人ホームの機能維持に向けた施設の修繕事業支援を計画的に進めます。
- 地域において、それぞれの生活ニーズに合った住まいが提供され、かつ、その中で必要な生活支援サービスを利用しながら個人の希望が叶う生活を実現するため、高齢者の住まい確保に関する情報提供や住宅のバリアフリー化を促進します。
- 外出が困難な高齢者を対象に階段昇降機を活用して支援するNPOや管理組合等の団体を支援する等、共助や互助等を活用する外出支援を検討します。
- 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）（通称：住宅セーフティネット法）」や市要綱により、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援し、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ります。
- 市の住宅部局や福祉部局、不動産関係団体等が連携する居住支援協議会を通じて、住宅確保要配慮者の支援施策を検討するほか、専用の相談窓口（すまいサポートちば）を設置し、借主・貸主双方への支援を行います。

【主な取組事業】 基本方針V (3) 其他の高齢者向け住まいの確保支援

	事業名 [担当課]	取組内容				
		指標項目	単位	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
1	養護・軽費老人ホーム 大規模修繕助成 [介護保険事業課]	建設より20年以上経過し、老朽化の進んでいる施設に対して、大規模修繕に係る経費を助成することにより、施設の機能維持を図ります。				
2	高齢者住宅改修費支援 サービス [高齢福祉課]	要介護（要支援）認定高齢者のいる世帯に対し、居宅での日常生活が容易になるよう、浴室などの改修に要する費用を助成します。				
3	サービス付き高齢者向け住宅の適切な管理・運営 [住宅政策課] [介護保険事業課]	サービス付き高齢者向け住宅の供給促進を図るとともに、適切な管理・運営が行われるよう、関係課が連携して登録審査や立入検査、定期報告を実施します。				
		65歳以上の人口に対する高齢者向け住宅の割合	%	増加（令和3（2021）年度末3.7%、令和12（2030）年度末目標値4.0%）		
4	住宅確保要配慮者への円滑入居支援（家賃債務保証料等の助成） [住宅政策課]	高齢者等の住宅確保要配慮者に対して、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、家賃債務保証料等を助成します。				
5	住宅情報の提供の充実 [住宅政策課]	千葉市住宅関連情報提供コーナー（すまいのコンシェルジュ）において、市民が住宅の取得やリフォーム、賃貸借契約時等に適正な判断を行えるよう、的確な情報を提供するとともに、市内への引越しを検討している高齢者世帯などに対して、より身近な地域の住環境の情報提供を行います。				
6	高齢者用公共賃貸住宅（シルバーハウジング）の提供 [住宅整備課] [高齢福祉課]	高齢者が安心して快適な生活ができるよう安全性や利便性に配慮した設備を設置し、生活援助員を配置した住宅を市営仁戸名町団地で提供します。				
		提供戸数	戸	30	30	30
7	住宅確保要配慮者への円滑入居支援（居住支援協議会） [住宅政策課] [高齢福祉課] [地域包括ケア推進課]	市の住宅部局や福祉部局、不動産関係団体等が連携する居住支援協議会において、住宅確保要配慮者に対する支援施策を検討するほか、専用の相談窓口（すまいサポートちば）を設置し、貸主・借主双方への支援を行い、居住の安定確保を図ります。				

【基本方針Ⅵ】

だれもが働きやすい介護現場を目指して

(1) 介護人材の確保と効率的な業務運営の支援

【課題】

- 今後、介護人材が加速度的に不足することが予測されます。しかし、生産年齢人口が減少する中で、労働条件や職場環境の問題から、介護人材の確保がますます困難となっており、処遇や職場環境の改善を図ることが必要です。また、日々進化する介護ロボットやICT等の最先端技術を積極的に活用することにより、介護従事者の負担軽減や業務効率化を図ることが必要です。

【新型コロナウイルス感染症の影響】

- 介護ロボットセミナーへの出展希望者数は、年々増加しています。展示会の来場者数は令和3（2021）年度まで増加していましたが、令和4（2022）年度においては、当初予定していた会場及び開催時期の変更により来場者数が減少しました。
- 介護人材合同就職説明会は、感染防止に配慮した上で会場（来所）での開催としましたが、出展を希望する法人は年々増加している一方で、参加者数は減少傾向にあります。
- 生活援助型訪問サービス従事者研修の受講者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前と比べて1～3割程減少しています。

【取組方針】

- 介護の仕事がより働きやすく魅力あるものとなるよう、本市の介護事業所全体の魅力の向上に取り組むとともに、介護職員の負担軽減と定着促進、資質の向上、処遇改善などの介護事業所や介護職員への支援の拡充、多様な人材の確保など、本市に質の高い介護人材がより一層集まるような取組みを「千葉市介護人材対策総合パッケージ」として以下のとおり実施します。
- 多様な人材の活用、未経験者を対象とした研修の実施など、新たな介護人材の確保に向けた取組みを進めます。
- 市外からの介護人材の転入を促進し、より幅広く介護人材の確保・定着を図るため、新規市内就業者への支援について検討します。
- より働きやすい環境整備を支援するため、処遇改善加算取得支援や職場改善支援を実施するとともに、市内介護事業所の働きやすさの見える化について検討します。
- 介護ロボット・ICTのさらなる普及促進など、介護職員の定着に向けた取組みを進めます。
- 継続的な介護人材の確保に資するよう、学生を対象とした介護の仕事の魅力向上事業を実施します。
- 職員の住居確保支援について、引き続き宿舍整備費用助成を実施するとともに、更なる支援について検討します。

【主な取組事業】 基本方針Ⅵ (1) 介護人材の確保と効率的な業務運営の支援

	事業名 [担当課]	取組内容				
		指標項目	単位	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
1	魅力ある介護事業所の 育成支援【新規】 [介護保険管理課]	処遇改善加算の取得率向上のため、アドバイザー派遣による支援を行います。 職場の労働環境や業務内容改善のため、アドバイザー派遣による支援や業務改善の好事例を紹介する講演会の開催を検討します。				
2	市内事業所への就労 促進【新規】 [介護保険管理課]	千葉市内の介護サービス事業所へ就職した方の支援や、千葉市内への転入、市内での就業を促す取組みについて検討します。				
3	学生向け介護の魅力 向上【新規】 [介護保険管理課]	市内の中学生を対象に、介護職の仕事内容や魅力を伝えるパンフレットを作成、配布します。 学生等を対象に、VRを活用した介護体験事業について検討します。				
4	介護職員の定着に向け た取組み【拡充】 [介護保険管理課]	外国人職員を含む介護職員の働きやすさ向上を目的とした宿舍整備に係る費用を助成します。 また、介護職員の住居借上費用の助成について検討します。 市内介護事業所の働きやすさの見える化について検討します。				
5	介護ロボット・ICTの 普及促進【拡充】 [介護保険管理課]	介護従事者の負担軽減につながる介護ロボットの有用性を広く周知するため、介護ロボットセミナー（導入事例、効果に関する講演会や機器の展示会など）を開催します。 業務の効率化や負担軽減に資するよう、介護ロボット・ICT導入費用を助成します。 有識者・介護事業者・介護ロボット開発事業者と連携し、介護ロボットの更なる普及や有効活用に向けた取組みを進めます。				
		介護ロボットセミナーの開催回数	回	1	1	1
6	介護職員初任者研修 受講者支援【拡充】 [介護保険管理課]	介護職員初任者研修修了後、介護施設等で就労していることを条件に、受講に要した費用を全額助成します。				
		助成人数	人	60	60	80
7	外国人介護人材の活用 [介護保険管理課]	外国人介護人材の受入れを促進するため、外国人介護人材の交流の場を設けるとともに、日本語学習を支援するための教室を開講します。				
		実施回数	回	1	1	1
8	介護人材合同就職 説明会 [介護保険管理課]	介護分野の求職者向けに、ハローワークや関係団体等と連携して合同就職説明会を実施し、事業者とのマッチングを行います。				
		実施回数	回	2	2	2

【主な取組事業】 基本方針Ⅵ (1) 介護人材の確保と効率的な業務運営の支援

	事業名 [担当課]	取組内容				
		指標項目	単位	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
9	介護に関する入門的 研修 [介護保険管理課]	介護分野に関心を持つ未経験の方向けに、基本的な知識・スキルを学ぶための研修を実施し、介護分野での就業を促します。				
		実施回数	回	2	2	2
10	生活援助型訪問 サービス従事者研修 [介護保険事業課]	無資格者もサービスの担い手となる生活援助型訪問サービス（訪問型の「緩和した基準によるサービス」）において、サービスの従事者向けにサービス提供に必要な知識を取得させるための研修を行い、サービスの質や安全性の確保、サービス内容の充実を図ります。				
		研修参加者数	人	40	40	40

(2) 介護人材の資質の向上

【課題】

- 引き続き介護現場の中核を担う人材を育成し、長く従事できる環境づくりを支援することが重要です。
- また、居宅介護支援事業所の管理者要件を満たし、より適切な介護サービスの提供が行えるよう、主任介護支援専門員の確保が必要です。

【取組方針】

- 介護人材確保に向け総合的に展開する施策「千葉市介護人材対策総合パッケージ」のうち、介護人材の資質の向上に係る取組みについては、以下のとおり実施します。
- 資格取得費用の助成など、資質の向上に向けた取組みを講じます。
- 介護現場の中核を担う職員を育成するため、キャリアアップ研修を実施します。

【主な取組事業】 基本方針Ⅵ (2) 介護人材の資質の向上

	事業名 [担当課]	取組内容				
		指標項目	単位	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
1	主任介護支援専門員研 修受講者支援【新規】 [介護保険管理課]	より質の高い介護サービスの提供体制を支える人材として必要な主任介護支援専門員の研修受講費用を助成します。				
		助成人数	人	20	20	20
2	中堅介護職員向け キャリアアップ研修 [介護保険管理課]	概ね3年以上の介護職経験のある職員を対象に、職場で期待される中堅職員の役割について理解を促すとともに、キャリアアップに資する知識等の習得を目的とした研修を実施します。				
		実施回数	回	2	2	2

【主な取組事業】 基本方針Ⅵ (2) 介護人材の資質の向上

	事業名 [担当課]	取組内容				
		指標項目	単位	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
3	介護職員初任者研修受講者支援【拡充】【再掲】 [介護保険管理課]	介護職員初任者研修修了後、介護施設等で就労していることを条件に、受講に要した費用を全額助成します。				
		助成人数	人	60	60	80
4	介護福祉士実務者研修受講者支援【拡充】 [介護保険管理課]	より質の高い介護サービスの提供体制を支える人材として、介護福祉士実務者研修修了後、介護施設等で就労していることを条件に、受講に要した費用を全額助成します。				
		助成人数	人	70	70	110

【基本方針Ⅶ】

適正な介護を提供するために

(1) 適正な介護サービスの提供

【課題】

- 運営基準等に違反することがないように、事業所に対し、制度の周知を徹底する必要があります。
- その上で、違反のあった事業所に対しては、早急に是正を求める必要があります。

【新型コロナウイルス感染症の影響】

- 介護サービスの種別ごとに、サービス事業所へ6年に1度運営指導を実施していましたが、新型コロナウイルス感染症の流行期は運営指導を原則中止し、早急に指導が必要と判断した事業所のみ実施しました。
- 住宅改修実地調査は、新型コロナウイルス感染症が特に流行している時期や、対象者が訪問調査に不安を感じる場合には、施工前後の現地確認を書面による確認に変更しました。
また、住宅改修費受領委任払取扱事業所向けの研修会は、新型コロナウイルス感染症の流行期には、ホームページに掲載した資料を各自で学習する書面開催形式とし、その後、集合形式での開催を再開した後も、参加可能事業所数に制限を設けました。

【取組方針】

- 事業者説明会(集団指導)等により、事業運営に必要な情報を適宜提供していきます。
- 運営基準の解釈や報酬の算定要件等の事業者説明会(集団指導)での説明内容は、ホームページ上で常時閲覧できる仕組みとし、適正な事業運営とサービスの質の向上を図ります。

【主な取組事業】 基本方針Ⅶ (1) 適正な介護サービスの提供

	事業名 [担当課]	取組内容				
		指標項目	単位	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
1	介護保険給付の適正化 (事業所) [介護保険事業課] [保健福祉総務課(監査指導室)]	事業者説明会(集団指導)等により、事業運営に必要な情報を適宜提供していきます。 事業者説明会(集団指導)の開催方法については、資料をホームページに公開するとともに、動画配信等を検討し、多くの従事者が繰り返し閲覧できるようにすることで、各事業所内における周知を高めます。 引き続き、運営指導やケアプラン点検を行い、適正な事業運営とサービスの質の向上を図っていきます。				
		事業者説明会の開催	回	1	1	1
		ケアプラン点検の実施件数	件	40	40	40
		運営指導数 (居宅サービス系)	件	200	200	200
		運営指導数 (施設・入所系)	件	80	80	80
2	介護保険給付の適正化 (住宅改修実地調査) [介護保険管理課]	介護保険給付の適正化を図るため、申請のあった住宅改修に対して、抽出により施工前後の現地確認をし、施工事業所への指導及び育成等を行っていきます。 加えて、住宅改修費受領委任払取扱事業所への研修会により、業務に必要な情報の周知や不適切事例に対する指導を行っていきます。情報提供を行う際には、ホームページへの掲載、メールでの送付に加え、動画による配信など効果的、効率的な手法を検討していきます。				
		説明会兼研修会の開催回数	回	3	3	3

(2) 公正で効率的な介護認定体制の構築

【課題】

- 申請件数の増加に伴い、申請を受けてから審査結果が出るまでの期間が長くなる傾向にあります。
- また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る要介護認定の臨時的取扱いの影響により、各年の認定申請件数の偏りが大きくなることを見込まれます。

【新型コロナウイルス感染症の影響】

- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2(2020)年度に、介護認定審査会のオンライン方式での開催を拡充しました。

【取組方針】

○要介護認定に係る訪問調査や認定審査会において、引き続きICTを積極的に活用し、調査員及び審査会委員の負担軽減を図ります。

【主な取組事業】 基本方針Ⅶ (2) 公正で効率的な介護認定体制の構築

	事業名 [担当課]	取組内容				
		指標項目	単位	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
1	より効率的な認定事務体制の構築【新規】 [介護保険管理課]	急増している要介護認定申請に対して、安定的に認定作業を実施するため、認定事務の一部委託化を進めます。				
2	認定審査体制の強化【新規】 [介護保険管理課]	今後も増加が見込まれる要介護認定申請に対応するため、審査体制の強化に向けた検討を進めます。				
3	介護認定審査会のオンライン化の推進 [介護保険管理課]	現在、26ある合議体のうち、10合議体については、審査会委員からの要望を踏まえオンライン方式で開催しています。オンライン方式は、災害時等においても、より安定した審査が可能となることから、令和6（2024）年度以降も、引き続きICTを活用した実施体制を継続します。				
4	介護認定調査へのタブレット型PCの活用 [介護保険管理課]	平成29（2017）年度より、訪問調査時の現場記録及び特記事項の入力にタブレット型PCを導入し、調査の効率化を進めています。令和4（2022）年度より、同システムの更新に向けた準備を進めており、今後も、より効率的に調査を進められる体制づくりを進めます。				
5	公正かつ的確な要介護認定の促進 [介護保険管理課]	認定調査が正確に行われるよう引き続き調査員の研修を実施するとともに、審査会委員の研修や審査部会長会議（法改正時等・不定期開催）の開催により、各部会の審査判定の平準化を図ります。				
		研修開催回数	回	2	1	2

(3) 低所得者への配慮

【課題】

○介護サービス利用者数の増加に伴う保険料の上昇が見込まれる中、引き続き低所得者に対する配慮が必要です。

【取組方針】

○保険料水準等を踏まえ、低所得者に対する適切な減免等の施策を引き続き検討します。

【主な取組事業】 基本方針Ⅶ (3) 低所得者への配慮

	事業名 [担当課]	取組内容				
		指標項目	単位	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
1	低所得者に対する本市 独自の保険料減免 [介護保険管理課]	介護保険料の第2・3段階については、収入や資産等、一定の基準を満たす方に対し、介護保険料決定通知書に同封するリーフレットやホームページを通じて、制度の周知を図り、本市独自の保険料減免を継続します。				
2	低所得者に対する利用 者負担軽減対策 [介護保険管理課]	施設などにおける食費・居住費の補足給付や社会福祉法人等利用者負担軽減など、引き続き、利用者負担軽減対策の制度について、制度の対象者となり得るサービス利用者に対して周知を図るとともに、社会福祉法人等に対しても制度の周知及び未実施法人への実施勧奨を併せて行います。				

第5章 保険給付費等の見込みと介護保険料

1 被保険者数、要介護認定者数及びサービス利用者数の見込み

被保険者数、要介護認定者数及びサービス利用者数の見込みは、本市の人口推計や、第8期における要支援・要介護認定者数の実績を基に、図表1、図表2、図表3のとおり推計しました。

団塊ジュニア世代が65歳に達する令和22（2040）年度に向け、急速に高齢化が進展すると見込まれ、要介護認定者やサービス利用者数も、急激に増加すると見込まれています。

図表1 被保険者数の見込み

単位：人

項目	期・年	第8期	第9期計画期間			第14期
		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
被保険者数	第1号被保険者数	256,734	257,664	258,372	259,039	299,287
	65～74歳	109,772	104,911	101,721	99,964	149,702
	75～84歳	104,418	108,410	109,622	108,924	87,850
	85歳以上	42,544	44,343	47,029	50,151	61,735
	第2号被保険者 40～64歳	350,671	352,058	352,965	353,017	306,662
	合計	607,405	609,722	611,337	612,056	605,949

注1：各年度9月末時点

注2：令和5（2023）年度は実績値、令和6（2024）年度以降は推計値

注3：被保険者数と高齢者人口は一致しない

図表2 要支援・要介護認定者数の見込み

(ア) 要支援・要介護認定者総数

単位：人

項目	期・年度	第8期	第9期計画期間			第14期
		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
第1号被保険者数		256,734	257,664	258,372	259,039	299,287
認定者数合計 (第2号被保険者含む)		49,455	50,710	52,099	53,594	61,378
認定者数 (第1号被保険者)		48,387	49,629	51,024	52,527	60,451
認定率 (第1号被保険者)		18.85%	19.26%	19.75%	20.28%	20.20%

注1：各年度9月末時点

注2：令和5（2023）年度は実績値、令和6（2024）年度以降は推計値

注3：認定率（第1号被保険者）＝認定者数（第1号被保険者）÷第1号被保険者数

(イ)要支援・要介護度別認定者数

単位:人

期・年度 項目	第8期	第9期計画期間			第14期
	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
要支援・要介護認定者数 (第2号被保険者含む)	49,455	50,710	52,099	53,594	61,378
要支援1	7,832	7,972	8,053	8,178	8,452
要支援2	5,173	5,088	5,082	5,167	5,506
要介護1	12,877	13,439	13,937	14,342	16,081
要介護2	7,009	7,031	7,231	7,410	8,659
要介護3	6,311	6,477	6,678	6,957	8,520
要介護4	6,026	6,268	6,512	6,766	8,372
要介護5	4,227	4,435	4,606	4,774	5,788

注1:各年度9月末時点

注2:令和5(2023)年度は実績値、令和6(2024)年度以降は推計値

図表3 サービス利用者数の見込み

単位:人

期・年度 項目	第8期	第9期計画期間			第14期
	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
要支援・要介護認定者数 (第2号被保険者数含む) A	49,455	50,710	52,099	53,594	61,378
施設・居住系サービス利用者数B=C+D	9,822	10,133	10,518	10,846	14,189
施設サービス利用者数 C	5,413	5,598	5,818	5,918	8,288
介護老人福祉施設	3,646	3,834	4,054	4,154	6,108
介護老人保健施設	1,483	1,383	1,263	1,163	1,344
介護療養型医療施設	3				
介護医療院	281	381	501	601	836
居住系サービス D	4,409	4,535	4,700	4,928	5,901
認知症対応型共同生活介護	1,717	1,723	1,786	1,866	2,241
特定施設入居者生活介護	2,555	2,666	2,766	2,861	3,382
地域密着型特定施設入居者生活介護	56	59	61	114	191
地域密着型介護老人福祉施設	81	87	87	87	87
居宅サービス利用者数 (居住系サービス利用者数Dを除く) E	31,921	32,727	33,516	34,452	37,812
居宅サービス利用者数 (居住系サービス利用者数Dを含む) F	36,330	37,262	38,216	39,380	43,713
サービス利用者数合計 G=C+F	41,743	42,860	44,034	45,298	52,001

注:令和5(2023)年度は実績見込み値、令和6(2024)年度以降は推計値

2 サービス種類ごとの利用者数及びサービス量の見込み

サービスの種類ごとの利用者及びサービス量の見込みは、第8期計画期間の要介護認定者数や給付実績などから推計しました。

図表4-1 介護サービス見込量

サービス	期・年度	第8期	第9期計画期間				第14期
		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)	
(1) 居宅サービス							
訪問介護	回	2,866,128	3,020,082	3,159,684	3,303,925	3,662,347	
	人	8,383	8,673	8,959	9,220	10,373	
訪問入浴介護	回	41,111	43,016	44,707	46,903	50,530	
	人	674	705	734	770	831	
訪問看護	回	654,616	706,876	746,314	775,430	870,577	
	人	4,787	5,175	5,469	5,678	6,381	
訪問リハビリテーション	回	160,306	172,201	179,036	183,612	206,671	
	人	909	975	1,014	1,039	1,168	
居宅療養管理指導	人	10,186	10,924	11,550	12,030	13,491	
通所介護	回	745,806	782,770	825,173	863,383	979,288	
	人	6,257	6,568	6,922	7,236	8,199	
通所リハビリテーション	回	248,836	249,924	252,209	254,912	289,794	
	人	2,703	2,715	2,739	2,765	3,142	
短期入所生活介護	日	381,311	412,685	437,107	465,034	541,446	
	人	1,832	1,984	2,097	2,225	2,598	
短期入所療養介護	日	12,548	11,426	10,673	9,976	9,193	
	人	119	108	102	93	85	
福祉用具貸与	人	14,214	14,870	15,567	16,278	18,384	
特定福祉用具購入費	人	230	228	228	233	261	
住宅改修費	人	158	162	179	185	210	
特定施設入居者生活介護	人	2,365	2,485	2,589	2,685	3,199	
(2) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	213	242	283	323	382	
夜間対応型訪問介護	人	0	0	0	0	0	
地域密着型通所介護	回	381,160	391,331	400,930	413,302	470,048	
	人	3,576	3,673	3,762	3,873	4,399	
認知症対応型通所介護	回	10,159	10,225	11,162	11,594	13,282	
	人	73	74	80	83	96	
小規模多機能型居宅介護	人	500	514	548	594	690	
認知症対応型共同生活介護	人	1,716	1,722	1,785	1,865	2,240	
地域密着型特定施設入居者生活介護	人	56	59	61	114	191	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	81	87	87	87	87	
看護小規模多機能型居宅介護	人	204	243	251	260	288	
(3) 施設サービス							
介護老人福祉施設	人	3,646	3,834	4,054	4,154	6,108	
介護老人保健施設	人	1,483	1,383	1,263	1,163	1,344	
介護医療院	人	281	381	501	601	836	
介護療養型医療施設	人	3					
(4) 居宅介護支援	人	20,994	21,713	22,478	23,260	26,273	

注1:「回」「日」は年間延べ利用回数(日数)、「人」は1月あたり人数

注2:令和5(2023)年度は実績見込み値、令和6(2024)年度以降は計画値

図表4-2 介護予防サービス見込量

期・年度		第8期	第9期計画期間			第14期
		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
居宅サービス						
(1) 介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	回	19	0	0	0	0
	人	1	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回	43,645	43,980	45,146	46,896	49,652
	人	479	482	494	512	541
介護予防訪問リハビリテーション	回	12,427	12,892	13,014	13,162	13,997
	人	90	94	95	96	102
介護予防居宅療養管理指導	人	474	487	493	494	519
介護予防通所リハビリテーション	人	818	826	848	875	919
介護予防短期入所生活介護	日	1,172	840	840	840	924
	人	14	10	10	10	11
介護予防短期入所療養介護	日	0	12	12	12	12
	人	0	2	2	2	2
介護予防福祉用具貸与	人	2,874	2,852	2,844	2,872	3,023
特定介護予防福祉用具購入費	人	58	59	59	60	63
介護予防住宅改修	人	84	85	93	90	94
介護予防特定施設入居者生活介護	人	190	181	177	176	183
(2) 地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	回	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人	26	26	27	28	31
介護予防認知症対応型共同生活介護	人	1	1	1	1	1
(3) 介護予防支援						
	人	3,748	3,744	3,759	3,824	4,024

注1:「回」「日」は年間延べ利用回数(日数)、「人」は1月あたり人数

注2: 令和5(2023)年度は実績見込み値、令和6(2024)年度以降は計画値

図表4-3 総合事業(介護予防・生活支援サービス)見込量

期・年度		第8期	第9期計画期間			第14期
		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
サービス						
介護予防・生活支援サービス						
訪問介護相当サービス	人	302	303	305	310	324
	生活援助型訪問サービス	人	1,547	1,554	1,563	1,588
通所介護相当サービス	人	2,852	2,864	2,880	2,926	3,060
ミニデイ型通所サービス	人	195	196	197	200	209

注1:「人」は1月あたり人数

注2: 令和5(2023)年度は実績見込み値、令和6(2024)年度以降は計画値

3 保険給付費及び地域支援事業費の見込み

第9期計画期間の保険給付費及び地域支援事業費は、第8期計画期間の被保険者数、要介護認定者数、給付実績及び第9期施設整備計画などを勘案して推計しました。令和8（2026）年度には、保険給付費では約861億円、地域支援事業費では約41億円となる見込みであり、それぞれ令和5（2023）年度比で1.16倍、1.24倍となる見込みです。

また、団塊ジュニア世代が65歳に達する令和22（2040）年度には、保険給付費では約1,031億円、地域支援事業費では約46億円となる見込みであり、それぞれ令和5（2023）年度比で1.39倍、1.41倍となる見込みです。

図表5 保険給付費及び地域支援事業費の見込み

期・年度 項目	第8期	第9期計画期間			第14期
	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
保険給付費	74,328	79,066	82,665	86,052	103,148
居宅サービス	51,765	55,056	57,602	60,343	68,702
介護サービス	50,344	53,630	56,152	58,870	67,150
介護予防サービス	1,421	1,426	1,450	1,473	1,552
施設サービス	19,084	20,300	21,148	21,573	29,962
その他	3,479	3,710	3,915	4,136	4,484
地域支援事業費	3,280	3,613	3,842	4,075	4,634
合 計	77,608	82,679	86,507	90,127	107,782

注1: 令和5(2023)年度は、10月末決算見込み額

注2: 令和6(2024)年度以降は推計値

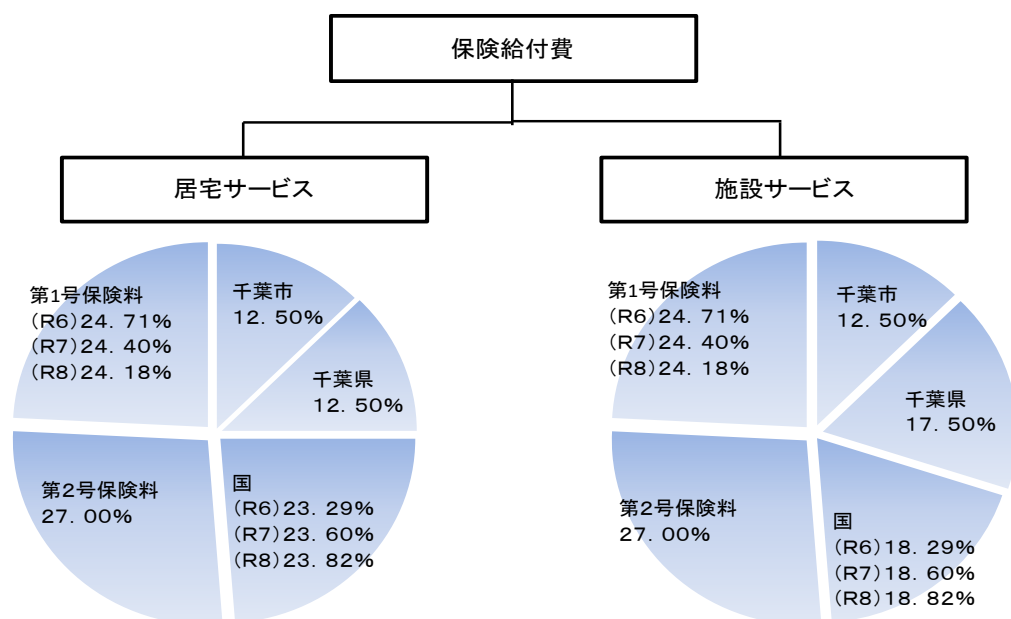
注3: その他は特定入所者介護サービス等費、高額サービス等費、高額医療合算介護サービス費、及び審査支払手数料の合算

4 第1号被保険者の保険料

(1) 費用の負担割合（財源構成）

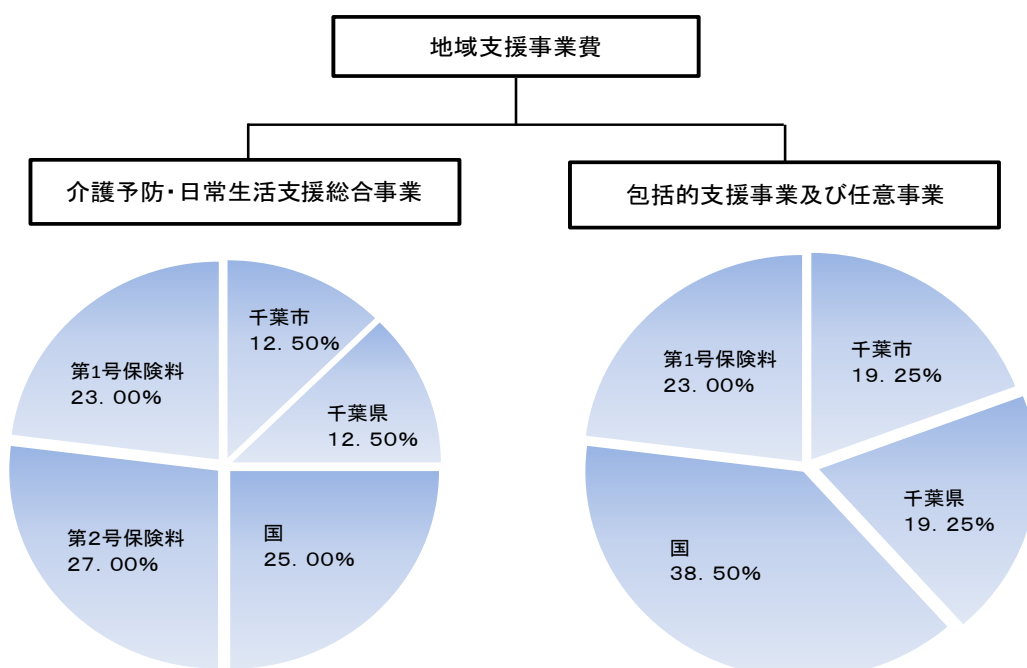
保険給付費及び地域支援事業費のうち介護予防・日常生活支援総合事業は、公費（国・県・市）と第1号（65歳以上）及び第2号（40～64歳）の被保険者が納める保険料で負担することになっています。また、地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業分は、公費と第1号保険料で負担します。それぞれの負担割合は、図表6のように定められています。

図表6 第9期における費用の負担割合



標準的な市町村では、国の負担割合は居宅サービスで25%、施設サービスで20%です。このうち5%は、市町村間の財政格差を是正するため調整交付金であり、後期高齢者の割合や低所得者の割合によって交付割合が変動します。後期高齢者の割合が全国平均を下回るなどして、調整交付金の交付割合が5%を下回る場合、その分は第1号被保険者が賄うことになります。

なお、千葉市の調整交付金の割合は、(R6)3.29% (R7)3.60% (R8)3.82%の見込みです。



地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業及び任意事業とで財源構成が異なります。

(2) 介護保険料段階の設定と保険料

第9期計画期間中は、75歳以上の後期高齢者の増等に伴う保険給付費の大幅な増が見込まれます。そのため、保険料基準額の上昇は避けられませんが、引き続き低所得者の負担に配慮しつつ、負担能力に応じた保険料を賦課するよう、保険料率の見直し等を行います。

① 低所得者層（第1－3段階）の保険料率の引下げ

低所得者層の方について、保険料率を現行よりも引下げ、さらに公費を投入した保険料軽減対策を継続します。その結果、第1段階から第3段階の方の保険料率は以下のとおりとなります。

第1段階 0.3→0.285 (▲0.015) 第2段階 0.4→0.385 (▲0.015)
第3段階 0.7→0.685 (▲0.015)

② 市民税課税層（第6－13段階）の保険料率の累進的な引上げ

保険料基準額の上昇を抑制するため、市民税課税層の方について、保険料率を累進的に引き上げます。その結果、第6段階から第13段階の方の保険料率は以下のとおりとなります。

第6段階 1.05→1.1 (+0.05) 第7段階 1.1→1.15 (+0.05)
第8段階 1.25→1.3 (+0.05) 第9段階 1.5→1.55 (+0.05)
第10段階 1.75→1.8 (+0.05) 第11段階 2.0→2.1 (+0.1)
第12段階 2.25→2.4 (+0.15) 第13段階 2.4→2.7 (+0.3)

③ 千葉市介護給付準備基金の活用

保険料の上昇を最大限抑制するため、介護給付準備基金の第8期末時点の残高見込である約16億円全額を活用します。

これにより、第9期計画期間（令和6（2024）年度から令和8（2026）年度）の第1号被保険者の保険料基準額（月額）は次のとおりとなります。

第9期計画期間における

第1号被保険者の保険料基準額（月額） = 6,300円

また、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの保険料段階と保険料額は、図表7のとおりとなります。

図表7 保険料段階と保険料

第8期計画(令和5(2023)年度)			第9期計画(令和6(2024)~令和8(2026)年度)				改定額 (月額)
段階	保険料率	保険料 (月額)	段階	対象者	保険料率	保険料 (月額)	
第1段階	×0.3	1,620円	第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯員全員が市民税非課税の方、生活保護被保護者、中国残留邦人等支援給付を受給している方等 世帯員全員が市民税非課税で本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の方等	×0.285	1,796円	176円
	↑ (×0.5)	↑ (2,700円)			↑ (×0.455)	↑ (2,867円)	
第2段階	×0.4 ↑ (×0.65)	2,160円 ↑ (3,510円)	第2段階	世帯員全員が市民税非課税で本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円を超えて120万円以下の方等	×0.385 ↑ (×0.585)	2,426円 ↑ (3,686円)	266円
第3段階	×0.7 ↑ (×0.75)	3,780円 ↑ (4,050円)	第3段階	世帯員全員が市民税非課税で第1・2段階以外の方、転入等により世帯状況等が把握できない方等	×0.685 ↑ (×0.69)	4,316円 ↑ (4,347円)	536円
第4段階	×0.9	4,860円	第4段階	本人が市民税非課税で公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の方等	×0.9	5,670円	810円
第5段階 (基準)	×1.0	5,400円	第5段階 (基準)	本人が市民税非課税で第4段階以外の方	×1.0	6,300円	900円
第6段階	×1.05	5,670円	第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額80万円未満の方等	×1.1	6,930円	1,260円
第7段階	×1.1	5,940円	第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額80万円以上125万円未満の方等	×1.15	7,245円	1,305円
第8段階	×1.25	6,750円	第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額125万円以上190万円未満の方等	×1.3	8,190円	1,440円
第9段階	×1.5	8,100円	第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額190万円以上300万円未満の方等	×1.55	9,765円	1,665円
第10段階	×1.75	9,450円	第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額300万円以上500万円未満の方等	×1.8	11,340円	1,890円
第11段階	×2.0	10,800円	第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額500万円以上700万円未満の方等	×2.1	13,230円	2,430円
第12段階	×2.25	12,150円	第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額700万円以上900万円未満の方	×2.4	15,120円	2,970円
第13段階	×2.4	12,960円	第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額900万円以上の方	×2.7	17,010円	4,050円

注:()内は、消費税増税分を財源とした公費投入による軽減前の保険料率、保険料額

第6章 計画の推進にあたって

本計画の推進にあたっては、以下の点に留意し、計画事業を着実に推進します。

1 市民や地域団体、専門職など様々な主体の参加と連携

地域共生社会の実現を念頭に、2025年・2040年を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進を目指すことは、行政のみの取組みではなし得るものではなく、市民や地域団体、専門職など様々な主体と、地域の現状や課題、さらには人口減少下における人生100年時代を迎える課題等を共有するとともに、本計画の「基本理念」「基本目標」「取組目標」等の実現を目指して、様々な主体が参加し、連携して取り組むことが必要です。

このため、市では本計画により、あんしんケアセンター圏域の状況（P6～「5 あんしんケアセンター圏域の状況」参照）や現状及び課題を踏まえた取組事業（P32～「第4章 施策の展開」参照）などの周知に努め、市民や地域団体、専門職など様々な関係者が主体となり連携する体制の構築・強化を積極的に進めます。

2 計画の進行管理と評価

第8期計画事業の達成状況等を踏まえた現状と課題を把握し、解決に向けた取組内容及び目標を定め、PDCAサイクルに基づく「取組と目標」に対する自己評価シートを活用し、毎年度、実施内容を振り返るとともに達成状況を評価し、課題と対応策を考察することにより次の取組に繋がります。

また、自己評価シートは、千葉市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会に報告するとともに公表します。

3 計画の弾力的な運用

計画事業の実施にあたっては、近年の台風等豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、災害や感染症等による社会的影響に的確に対応するなど、安心に繋がる弾力的な計画の運用に努めます。

千葉市高齢者保健福祉推進計画

(第9期介護保険事業計画)

—概要版—

【令和6(2024)年度～令和8(2026)年度】

企画・編集 千葉市 保健福祉局 高齢障害部 高齢福祉課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

電話 043-245-5171

FAX 043-245-5548

E-mail korei.HWS@city.chiba.lg.jp



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用

